

# 八千代市国民保護計画

令和2年7月  
八千代市

# 目 次

<b>第1編 総則</b> .....	1
<b>第1章 市の責務，計画の位置づけ，構成等</b> .....	1
1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ .....	1
2 市国民保護計画の構成 .....	2
3 市国民保護計画の見直し，変更手続 .....	2
4 市地域防災計画との関連 .....	2
<b>第2章 国民保護措置等に関する基本方針</b> .....	3
<b>第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等</b> .....	5
<b>第4章 市の地理的，社会的特徴</b> .....	8
<b>第5章 市国民保護計画が対象とする事態</b> .....	14
1 武力攻撃事態 .....	14
2 緊急処理事態 .....	15
<b>第2編 平素からの備えや予防</b> .....	16
<b>第1章 組織・体制の整備等</b> .....	16
<b>第1 市における組織・体制の整備</b> .....	16
1 市の各部局における平素の業務 .....	16
2 市職員の参集基準等 .....	18
3 消防機関の体制 .....	19
4 国民の権利利益の救済に係る手続等 .....	20
<b>第2 関係機関との連携体制の整備</b> .....	21
1 基本的考え方 .....	21
2 国の機関との連携 .....	21
3 県との連携 .....	22
4 近接市との連携 .....	22
5 指定公共機関等との連携 .....	23
6 ボランティア団体等に対する支援 .....	23
<b>第3 通信の確保</b> .....	24
<b>第4 情報収集・提供等の体制整備</b> .....	26
1 基本的考え方 .....	26
2 警報等の伝達に必要な準備 .....	26
3 安否情報の収集，整理及び提供に必要な準備 .....	27
4 被災情報の収集・報告に必要な準備 .....	29
<b>第5 研修及び訓練</b> .....	30
1 研修 .....	30
2 訓練 .....	30
<b>第2章 避難，救援及び武力攻撃災害等への対処に関する平素からの備え</b> .....	32

1	避難に関する基本的事項	32
2	避難実施要領のパターンの作成	34
3	救援に関する基本的事項	34
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	35
5	避難施設の指定への協力	35
6	生活関連等施設の把握等	35
<b>第3章</b>	<b>物資及び資材の備蓄，整備</b>	<b>37</b>
1	市における備蓄	37
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	38
<b>第4章</b>	<b>医療救護体制の整備</b>	<b>39</b>
1	初期医療体制の整備	39
2	後方医療体制の整備	39
3	傷病者搬送体制の整備	39
<b>第5章</b>	<b>要配慮者の支援体制の整備</b>	<b>41</b>
1	要配慮者に関する配慮	41
2	社会福祉施設等における備え	41
3	児童生徒等の避難時の配慮	41
4	外国人に対しての配慮	42
<b>第6章</b>	<b>国民保護に関する啓発</b>	<b>43</b>
1	国民保護措置等に関する啓発	43
2	武力攻撃事態等及び緊急対処事態において住民がとるべき行動等に関する啓発	43
<b>第3編</b>	<b>武力攻撃事態等への対処</b>	<b>44</b>
<b>第1章</b>	<b>初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</b>	<b>44</b>
1	事態認定前における体制及び初動措置	44
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	48
<b>第2章</b>	<b>市対策本部の設置等</b>	<b>49</b>
1	市対策本部の設置	49
2	通信の確保	61
<b>第3章</b>	<b>関係機関相互の連携</b>	<b>62</b>
1	国・県の対策本部との連携	62
2	知事，指定行政機関の長，指定地方行政機関の長等への措置要請等	62
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	63
4	他の市町村長等に対する応援の要求，事務の委託	63
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	64
6	市の行う応援等	64
7	ボランティア団体等に対する支援等	65
8	住民への協力要請	65
<b>第4章</b>	<b>警報及び避難の指示等</b>	<b>66</b>

第 1 章	警報の伝達等	66
1	警報の内容の伝達等	66
2	警報の内容の伝達方法	67
3	緊急通報の伝達及び通知	68
第 2 章	避難住民の誘導等	69
1	避難の指示の通知・伝達	69
2	避難実施要領の策定	70
3	避難住民の誘導	73
第 5 章	救援	79
1	救援の実施	79
2	関係機関との連携	79
3	救援の内容	80
4	医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項	86
第 6 章	安否情報の収集・提供	87
1	安否情報の収集	87
2	県に対する報告	88
3	安否情報の照会に対する回答	88
4	日本赤十字社に対する協力	89
第 7 章	武力攻撃災害への対処	90
第 1 節	武力攻撃災害への対処	90
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	90
2	武力攻撃災害の兆候の通報	90
第 2 節	応急措置等	91
1	退避の指示	91
2	警戒区域の設定	93
3	応急公用負担等	94
4	消防に関する措置等	94
第 3 節	生活関連等施設における災害への対処等	97
1	生活関連等施設の安全確保	97
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	97
第 4 節	NBC 攻撃による災害への対処等	99
第 8 章	被災情報の収集及び報告	102
第 9 章	保健衛生の確保その他の措置	103
1	保健衛生の確保	103
2	廃棄物の処理	104
第 10 章	国民生活の安定に関する措置	105
1	生活関連物資等の価格安定	105
2	避難住民等の生活安定等	105
3	生活基盤等の確保	106
第 11 章	特殊標章等の交付及び管理	107

<b>第4編 緊急処理事態への対処</b> .....	109
<b>第1章 総論</b> .....	109
<b>第1 基本的考え方</b> .....	109
<b>第2 事態想定ごとの被害概要</b> .....	110
1 攻撃対象施設等による分類.....	110
2 攻撃手段による分類.....	111
<b>第3 平素からの備え</b> .....	113
1 関係機関によるネットワーク等の構築と活用.....	113
2 市が管理する公共施設における警戒.....	113
3 対処マニュアル等の共有化.....	113
<b>第2章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</b> .....	114
<b>第1 事態認定前の対処</b> .....	114
1 事態認定前における体制及び初動措置.....	114
<b>第2 事態認定後の対処</b> .....	117
1 市緊急処理事態対策本部の設置.....	117
2 その他市緊急処理事態対策本部関連事項.....	117
<b>第3 関連機関相互の連携と主な役割</b> .....	118
1 初動時における連携の基本モデルと主な役割.....	118
2 使用物質別の主な関係機関の役割.....	120
<b>第4 緊急処理事態への対処上の留意点</b> .....	128
1 警報の通知及び伝達.....	128
2 特殊標章等の取扱い.....	128
3 国民経済上の措置の取扱い.....	128
<b>第5編 復旧等</b> .....	129
<b>第1章 応急の復旧</b> .....	129
1 基本的考え方.....	129
2 公共的施設の応急の復旧.....	129
<b>第2章 武力攻撃災害等の復旧</b> .....	130
<b>第3章 国民保護措置等に要した費用の支弁等</b> .....	131
1 国民保護措置等に要した費用の支弁，国への負担金の請求.....	131
2 損失補償及び損害補償.....	131
3 総合調整及び指示に係る損失の補てん.....	131
4 国民保護措置等に要した費用の支弁に係る県との調整.....	132
<b>【参考】用語集</b> .....	133

# 第1編 総則

## 第1章 市の責務，計画の位置づけ，構成等

市は，住民の生命，身体及び財産を保護し，被害を最小限度にとどめるといふ市としての責務にかんがみ，武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態並びに緊急対処事態において，国民保護措置及び緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため，以下のとおり，市の責務を明らかにするとともに，市の国民の保護に関する計画の趣旨，構成等について定める。

### 1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

#### (1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は，武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態（以下「武力攻撃事態等」という。）並びに緊急対処事態において，武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令，国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び千葉県国民保護計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ，八千代市国民保護計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき，国民の協力を得つつ，他の機関と連携協力し，自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処事態における国民の保護のための措置に相当する措置（以下「緊急対処保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し，その区域において関係機関が実施する国民保護措置及び緊急対処保護措置（以下「国民保護措置等」という。）を総合的に推進する。

#### (2) 市国民保護計画の位置づけ

市は，その責務にかんがみ，国民保護法第35条の規定に基づき，市国民保護計画を作成する。

#### (3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては，その区域に係る国民保護措置等の総合的な推進に関する事項，市が実施する国民保護措置等に関する事項等，国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

## 2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総則
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 緊急対処事態への対処
- 第5編 復旧等
- 【参考】 用語集

## 3 市国民保護計画の見直し、変更手続

### (1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置等に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置等についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

### (2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする。ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

## 4 市地域防災計画との関連

市国民保護計画は、国民保護措置等の実施体制、住民の避難や救援の実施に関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定めるものである。一部は風水害や地震などの自然災害や大規模な事故などに対処するための「八千代市地域防災計画」の内容を参考としており、市国民保護計画に定めていない事項については、市地域防災計画を準用するものとする。

なお、国による事態認定が行われる前の初動段階では、原因不明の緊急事態に対し、その態様に応じ、大規模事故であるとの判断により、「八千代市地域防災計画」に基づく対処がなされる場合も想定される。

## 第2章 国民保護措置等に関する基本方針

市は、国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置等に関する基本方針として定める。

### (1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置等の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

### (2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置等の実施に伴う損失補償、国民保護措置等に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

### (3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等及び緊急処理事態においては、国民に対し、武力攻撃等の状況、国民保護措置等の実施状況、被災情報その他の国民保護措置等に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。このため、あらゆる広報手段を活用するものとし、特に高齢者、障害者、外国人その他の情報伝達に際し配慮を要する者に対しても、確実に情報を伝達できるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

### (4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と、国民保護措置等や武力攻撃災害等への対処等に関し、防災のための連携体制を踏まえ、広域的な連携体制を確保できるよう、平素から相互の連携体制の整備に努める。

### (5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置等の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、避難誘導や救援、被災者の救助等の実施に必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとされていることにかんがみ、市は、国民への協力要請に当たり、強制しないよう配慮する。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。



(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置等の実施に当たっては、警報及び緊急通報の伝達や、避難誘導、救援などについて、高齢者、障害者、乳幼児及び外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置等を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、日本赤十字社が実施する国民保護措置等については、公正かつ中立的な活動が行われていること等その特性にかんがみ、その自主性を尊重する。

また、市は、放送従事者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置等については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

なお、市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置等の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等及び緊急対処事態の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置等に従事する者等の安全の確保

市は、市の区域に係る国民保護措置等について、その内容に応じ、国、県から入手した情報、武力攻撃災害等の状況、その他必要な情報の提供を行うほか、緊急時の連絡及び応援の体制を確立すること等により、国民保護措置等に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

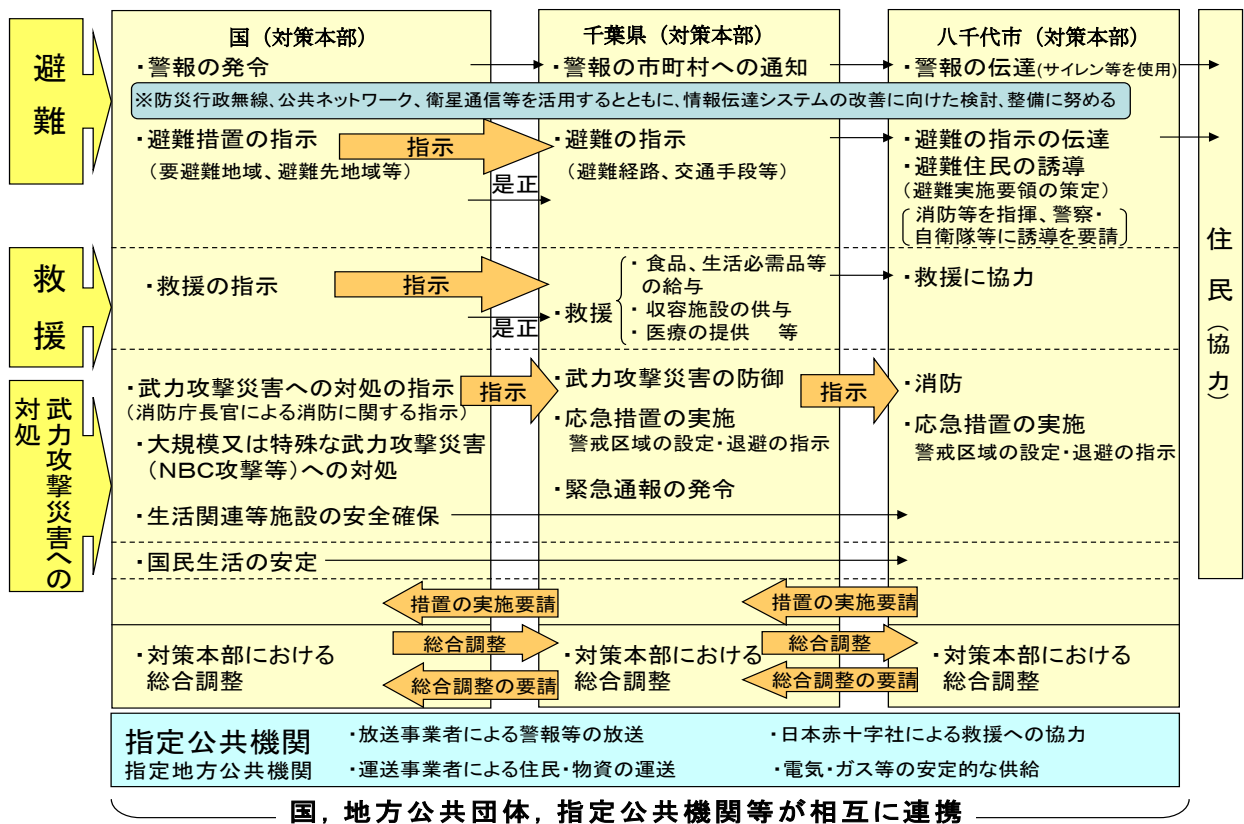
また、市は、国民保護措置等に関し国民に協力を要請する場合には、要請に応じて国民保護措置等に協力する者に対し、当該協力を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時提供すること等により、安全の確保に十分に配慮する。

### 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置等の実施に当たり、関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口や事務又は業務の大綱等について、あらかじめ把握しておく。

※ 国、県、市等におけるそれぞれの国民保護措置等の仕組みを図示すれば、下記のとおりである。

### 国民の保護に関する措置の仕組み



国民保護措置等について、県、市及び指定地方行政機関は、おおむね次に掲げる業務を処理することとされている。

なお、指定公共機関及び指定地方公共機関の業務並びに関係機関の連絡先電話番号等は別途「資料編」にて整理する。

【市】

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置，運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置，運営 4 組織の整備，訓練 5 警報の伝達，避難実施要領の策定，避難住民の誘導，関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施，安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示，警戒区域の設定，消防，廃棄物の処理，被災情報の収集その他の武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の復旧に関する措置の実施

【県】

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置，運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置，運営 4 組織の整備，訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示，避難住民の誘導に関する措置，都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施，安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減，緊急通報の発令，退避の指示，警戒区域の設定，保健衛生の確保，被災情報の収集その他の武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害への対処に関する措置の実施 9 国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の復旧に関する措置の実施

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整</li> <li>2 他管区警察局との連携</li> <li>3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡</li> <li>4 警察通信の確保及び統制</li> </ol>
北関東防衛局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整</li> <li>2 米軍施設内通行等に関する連絡調整</li> </ol>
関東総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整</li> <li>2 電波の監督管理, 監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること</li> <li>3 非常事態における重要通信の確保</li> <li>4 非常通信協議会の指導育成</li> </ol>
関東財務局 千葉財務事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地方公共団体に対する災害融資</li> <li>2 金融機関に対する緊急措置の指示</li> <li>3 普通財産の無償貸付</li> <li>4 被災施設の復旧事業費の査定 of 立会</li> </ol>
横浜税関	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 輸入物資の通関手続き</li> </ol>
関東信越厚生局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救援等に係る情報の収集及び提供</li> </ol>
千葉労働局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者の雇用対策</li> </ol>
関東農政局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急用食料調達・供給支援</li> <li>2 農業用ダム等の安全確保</li> <li>3 NBC(核・生物・化学兵器)攻撃等による汚染農産物の安全確認</li> <li>4 家畜保護による配慮</li> <li>5 農林水産業に係る被害拡大防止</li> <li>6 農林水産業関係施設の応急の復旧</li> <li>7 食料等の価格・供給の安定に必要な措置</li> <li>8 被災農林漁業者への資金の融通に関する措置</li> </ol>
関東森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給</li> </ol>
関東経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救援物資の円滑な供給の確保</li> <li>2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保</li> <li>3 被災中小企業の振興</li> </ol>
関東東北産業保安 監督部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 危険物等の保全</li> <li>2 鉱山における災害時の応急対策</li> </ol>
関東地方整備局 利根川上流河川事務所 利根川下流河川事務所 江戸川河川事務所 首都国道事務所 千葉国道事務所 千葉港湾事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災時における直轄河川, 国道等の公共土木施設の応急復旧</li> <li>2 港湾施設の使用に関する連絡調整</li> <li>3 港湾施設の応急復旧</li> </ol>
関東運輸局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 運送事業者への連絡調整</li> <li>2 運送施設及び車両の安全保安</li> </ol>
東京航空局 成田空港事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 飛行場使用に関する連絡調整</li> <li>2 航空機の航行の安全確保</li> </ol>
東京航空交通管制部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 航空機の安全確保に係る管制上の措置</li> </ol>
東京管区气象台	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象状況の把握及び情報の提供</li> </ol>
第三管区海上保安本部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達</li> <li>2 海上における避難住民の誘導, 秩序の維持及び安全の確保</li> <li>3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等</li> <li>4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示</li> <li>5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動, その他の武力攻撃災害への対処に関する措置</li> </ol>

## 第4章 市の地理的，社会的特徴

市は，国民保護措置等を適切かつ迅速に実施するため，その地理的，社会的特徴等について確認することとし，以下のとおり，国民保護措置等の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的，社会的特徴等について定める。

### (1) 地形

八千代市は，首都東京（都心）から31km，成田国際空港から26kmに位置する。地形としては，東京湾の湾奥部に位置し，台地・段丘，谷底平野で構成されている。

台地面は，高位のものから下総上位面，下総下位面，千葉段丘（2段）の4面からなっている。この地域には，下総台地のほか，台地面に分布する凹地・浅い谷やこれらの自然地形を人工的に開発した人工改変地が分布する。

#### ○ 下総上位面

約12～13万年前に形成された台地面で，平均標高は20～25mであり，京成八千代台駅付近が最も高く28mとなっている。

#### ○ 下総下位面

約8万年前に形成されたもので，下総上位面より一段低い面である。上位面との比高差は5m程度であり，その境界は明確ではない。

#### ○ 千葉段丘

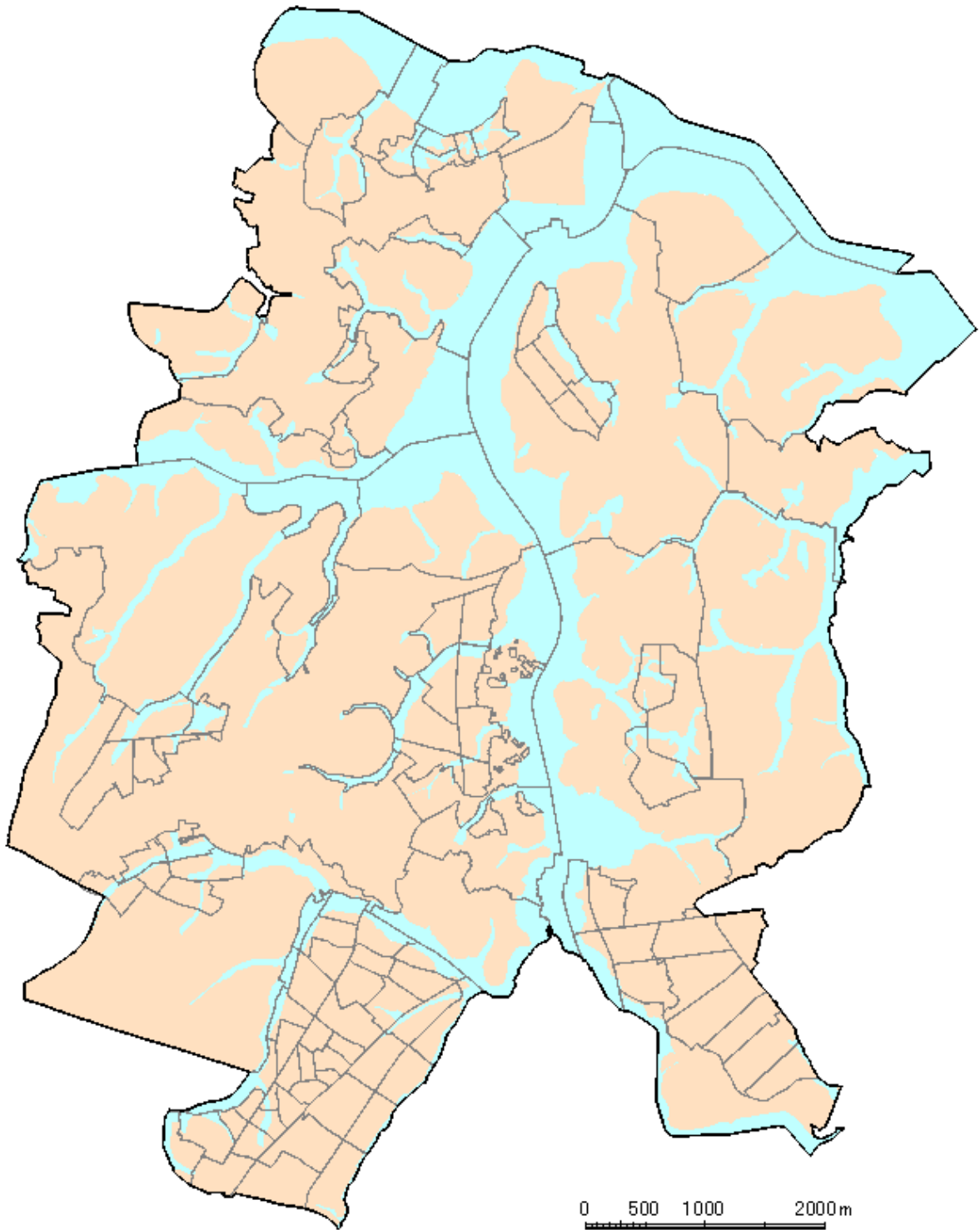
河岸段丘であり，上下2段（千葉第1段丘・千葉第2段丘）に区分される。下位面である第2段丘は約3万年前に形成され谷底平野との比高差は2～4mで，台地の最縁部に細長く分布している。上位面である第1段丘は約6万年前に形成され，その面積は狭く，新川，桑納川沿いにわずかに見られるのみである。

#### ○ 台地上の凹地・浅い谷

台地面は，基本的に平坦であるが，なだらかな起伏をもっている。この起伏のうち，周囲よりやや低くなっている場所が台地上の凹地・浅い谷である。いずれも周囲の台地からの表流水が集まりやすい地形である。

#### ○ 人工改変地

台地などの斜面を，主として切り取って造成した平坦地又は緩傾斜地で盛土地，埋谷地，切土地，盛土・切土斜面である。谷底平野の盛土地と隣接する部分は，一連の開発によって斜面を切り盛りした可能性が高い。このような切り盛り境界は，地震動に弱く，強い地震時には地盤に変状をきたし，周囲の建築物に被害を及ぼす可能性がある。



地 盤
台地・段丘
沖積低地, 埋谷地, 盛土地

## (2) 気候

下総台地の西部に位置する本市は、冬には北ないし北西の風が強く、夏には海風の影響が及ぶ地域である。また、降水量の少ない地域である。

平成27年から平成31年（令和元年）の観測データより月別の平均気温、平均降水量を以下に示す。年間の平均気温は15.8℃、降水量は1,318.8mmである。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月
平均気温	5.2℃	5.9℃	9.6℃	14.4℃	19.5℃	21.6℃
平均降水量	49.3mm	36.0mm	114.5mm	91.6mm	95.8mm	106.5mm
	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均気温	25.7℃	26.8℃	23.1℃	18.1℃	12.5℃	7.9℃
平均降水量	125.6mm	118.4mm	232.7mm	207.4mm	93.8mm	47.2mm

(資料：消防本部)

### (3) 人口分布

東京都心から30km圏にある八千代市は、昭和30年代から昭和50年代前半にかけて大規模な住宅団地が造成され、昭和55年まで急激な人口増加が見られたが、昭和50年代後半からは人口増加は徐々に収まってきた。その後、平成9年頃になると、東葉高速鉄道の開通による首都圏へのアクセス速度の向上に伴い再び人口が増加傾向となり、現在の人口は約20万人、世帯数は約9万世帯となっている。1世帯当たり人口は、現在3人を切っており、核家族化の傾向が年々顕著になっている。

(令和2年3月31日現在)

人 口	世帯数	人口密度	1世帯当たり人口
200,275人	90,547世帯	3,897(人/k㎡)	2.21人

(資料：戸籍住民課)

#### ① 地区別世帯数及び人口

(令和2年3月31日現在)

	大和田地区	八千代台地区	勝田台地区	睦地区
世 帯 数	21,003	16,594	7,738	3,211
人 口	49,846	33,955	16,261	7,236
1世帯当たり人口	2.37	2.05	2.10	2.25
	阿蘇地区	村上地区	高津・緑が丘地区	村上団地
世 帯 数	1,982	11,968	17,294	3,623
人 口	4,400	27,663	42,153	6,255
1世帯当たり人口	2.22	2.31	2.44	1.73
	米本団地	高津団地		
世 帯 数	3,151	3,983		
人 口	5,355	7,151		
1世帯当たり人口	1.70	1.80		

(資料：戸籍住民課)

#### ② 昼夜間人口

(平成27年10月1日現在)

夜間人口 (A)	昼間人口 (B) (A - C + D)	流出口 (C)	流入人口 (D)	残留人口 (E) (A - C)
193,152	167,277	57,485	31,610	135,667

(資料：国勢調査)



#### (4) 道路の位置

八千代市の道路網は、国道16号と296号の2つの広域幹線道路を軸として、船橋・印西線、幕張・八千代線、千葉・竜ヶ崎線、八千代・宗像線、千葉・鎌ヶ谷・松戸線、大和田停車場線の県道6路線と市道3,088路線（令和2年4月1日現在）が連絡し形成されている。市域の中央部をほぼ南北に縦断する国道16号は、首都圏を環状にとりまく広域幹線道路であり、広域的な通過交通の増大と市内の交通需要の増大により交通量は年々増加し、市内最大となっている。また、市域の南部をほぼ東西に横断する国道296号（成田街道）は、船橋市から佐倉市に至る広域幹線道路で交通量も多く、2車線のため慢性的な交通渋滞を招いている。

#### (5) 鉄道

##### ① 京成本線（京成電鉄株式会社・市内4.9km）

市域の南端部をほぼ東西方向に走る路線である。

市内には、西から八千代台駅、京成大和田駅、勝田台駅の3駅がある。

このうち、八千代台駅にはモーニングライナー・イブニングライナーが停車する。乗降客は市内で最も多い勝田台駅が1日平均52,882人、次いで八千代台駅45,975人、京成大和田駅12,638人となっている。

【平成31年度・京成電鉄資料】

##### ② 東葉高速線（東葉高速鉄道株式会社・市内5.9km）

東葉勝田台駅から西船橋駅（船橋市）に至る路線である。

市のほぼ中央部を走る路線に、八千代緑が丘駅、八千代中央駅、村上駅、東葉勝田台駅の4駅があり、東葉勝田台駅は、京成本線の勝田台駅と接合している。乗降客は、平成8年開業以来年々増加している。1日平均乗降客は、八千代緑が丘駅41,010人、八千代中央駅23,967人、村上駅6,030人、東葉勝田台駅31,911人となっている。

【平成31年度・東葉高速鉄道資料】

#### (6) 自衛隊施設

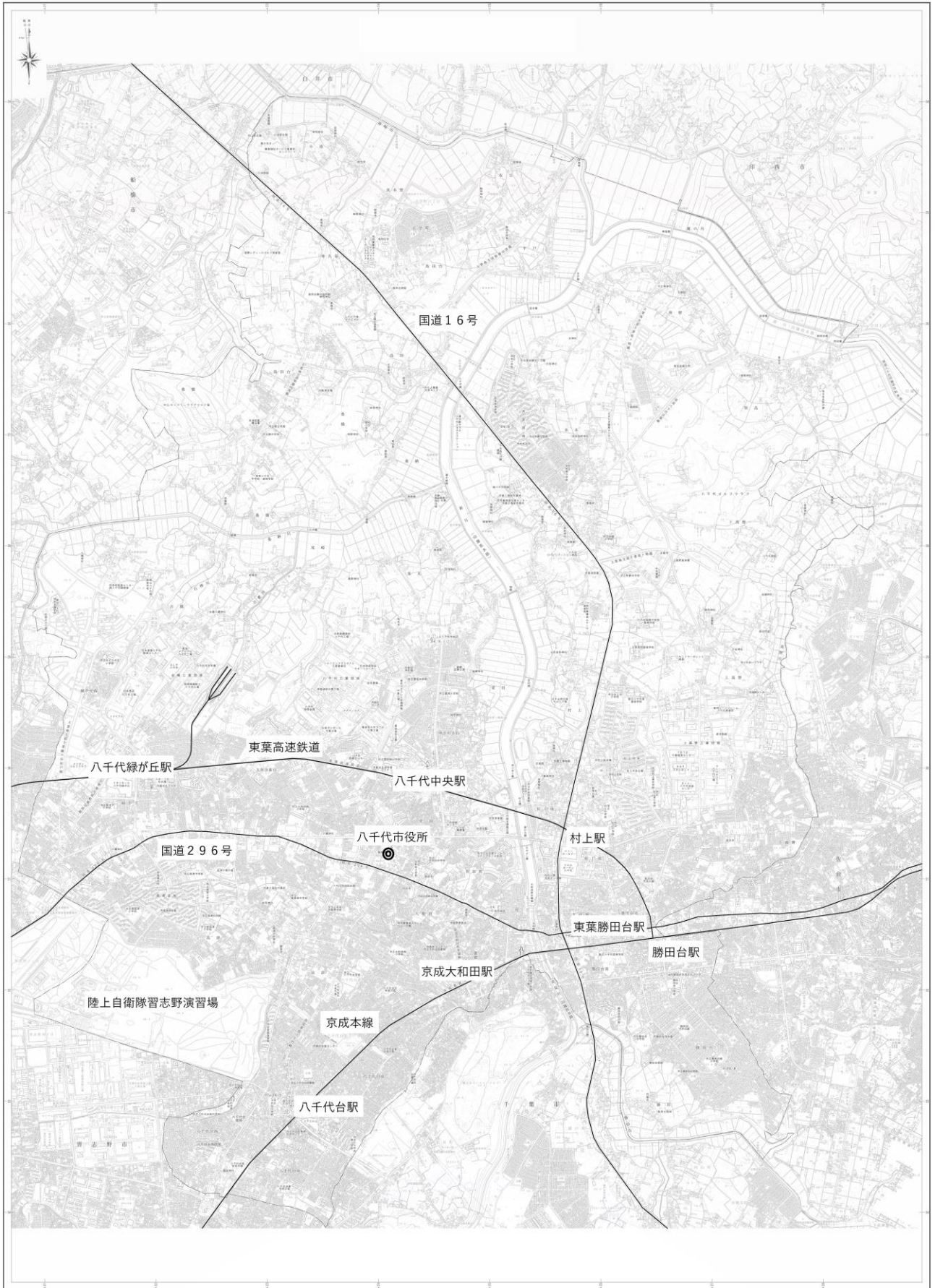
本市及び隣接している船橋市に所在する自衛隊の施設は、次のとおりである。

（陸上自衛隊）

習志野駐屯地・習志野演習場：第1空挺団、習志野駐屯地業務隊、特殊作戦群

（航空自衛隊）

習志野分屯基地：第1高射群第1高射隊



## 第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり基本指針及び県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

### 1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、基本指針及び県国民保護計画において想定されている以下に掲げる4類型を対象とする。

類型	特徴	留意点
着上陸侵攻	事前の準備が可能であり、戦闘予想地域からの先行避難が必要	一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲に渡ることを想定
ゲリラや特殊部隊による攻撃	事前にその活動を予測・察知することが困難で、突発的に被害が生じることを想定	攻撃当初は屋内に一時避難させ、関係機関が安全措置を講じつつ避難を実施
弾道ミサイル攻撃	発射された段階で攻撃目標の特定は極めて困難で、発射後極めて短時間で着弾	迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要であり、地下又は堅ろうな建物内への避難が中心
航空攻撃	航空機による爆撃であり、攻撃目標の特定が困難	地下又は堅ろうな建物内への避難等を広範囲に指示することが必要

## 2 緊急処理事態

市国民保護計画においては、緊急処理事態として、基本指針及び県国民保護計画において想定されている以下の類型を対象とする。

なお、市は、緊急処理事態に対する対処については、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃と類似の事態が想定されるため、武力攻撃事態の対処に準じて行う。

分類	類型	事態例
対象施設等	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破</li> <li>・危険物積載船への攻撃</li> <li>・原子力事業所等の破壊</li> </ul>
	多数の人が集合する施設, 大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破</li> <li>・列車等の爆破</li> <li>・政治経済活動の中核に対する攻撃</li> </ul>
攻撃手段	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダーティボム等の爆発による放射能の拡散</li> <li>・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布</li> <li>・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布</li> <li>・水源地に対する毒素等の混入</li> </ul>
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ</li> </ul>

## 第2編 平素からの備えや予防

### 第1章 組織・体制の整備等

#### 第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置等の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

##### 1 市の各部局における平素の業務

市の各部局は、国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

##### 【市の各部局における平素の業務】

部局名	平素の業務
部局共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県及び関係機関等からの情報収集、連絡調整に関すること</li> <li>・ 所管する市有施設等の管理に関すること</li> </ul>
企画部 議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員への情報提供に関すること</li> <li>・ その他企画部に関する武力攻撃災害等対応体制の整備に関すること</li> </ul>
総務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市国民保護協議会の運営に関すること</li> <li>・ 市国民保護計画の見直しに関すること</li> <li>・ 市国民保護対策本部に関すること</li> <li>・ 避難実施要領の策定に関すること</li> <li>・ 物資及び資材の備蓄等に関すること</li> <li>・ 非常通信体制の整備に関すること</li> <li>・ 国民保護に係る研修及び訓練に関すること</li> <li>・ 特殊標章の交付体制に関すること</li> <li>・ 国民保護に関する各部局間の調整に関すること</li> <li>・ 安否情報及び被災情報の収集体制の整備に関すること</li> <li>・ 警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること</li> <li>・ 県、指定地方行政機関、指定地方公共機関、自衛隊等の関係機関との連絡体制の整備に関すること</li> <li>・ 避難施設の運営体制の整備に関すること</li> <li>・ 自主防災組織に関すること</li> <li>・ その他総務部に関する武力攻撃災害等対応体制の整備に関すること</li> </ul>

財務部 会計課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政措置に関すること</li> <li>・武力攻撃災害時に係る会計事務に関すること</li> <li>・その他財務部に関する武力攻撃災害等対応体制の整備に関すること</li> </ul>
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者，障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること</li> <li>・医療，医薬品等の供給体制の整備に関すること</li> <li>・死体の処理並びに埋葬及び火葬に関すること</li> <li>・その他健康福祉部に関する武力攻撃災害等対応体制の整備に関すること</li> </ul>
子ども部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園児等の安全，避難に関すること</li> <li>・その他子ども部に関する武力攻撃災害等対応体制の整備に関すること</li> </ul>
経済環境部 農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商工会議所等関係団体との連絡調整に関すること</li> <li>・救援物資の受入れ及び供給に関すること</li> <li>・避難住民及び救援物資の輸送体制に関すること</li> <li>・食料の供給に関すること</li> <li>・農業関係団体との連絡調整に関すること</li> <li>・廃棄物処理に関すること</li> <li>・その他経済環境部に関する武力攻撃災害等対応体制の整備に関すること</li> </ul>
都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復旧，復興に関すること</li> <li>・道路，橋梁，河川状況の把握，対策に関すること</li> <li>・公園施設に関すること</li> <li>・公共交通に関すること</li> <li>・交通の規制及び安全対策に係る体制の整備に関すること</li> <li>・その他都市整備部に関する武力攻撃災害等対応体制の整備に関すること</li> </ul>
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校及び教育施設への警報等の伝達体制に関すること</li> <li>・学校及び教育施設の運営体制の整備に関すること</li> <li>・児童生徒等の安全，避難に関すること</li> <li>・文化財の保護に関すること</li> <li>・学用品の確保，調達に関すること</li> <li>・文化，体育関係団体，機関との連絡調整に関すること</li> <li>・その他教育委員会に関する武力攻撃災害等対応体制の整備に関すること</li> </ul>
消防本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・武力攻撃災害等への対処に関すること（救急・救助を含む。）</li> <li>・住民の避難誘導に関すること</li> <li>・特殊標章の交付体制に関すること</li> </ul>
上下水道局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上下水道施設の運営，保全に関すること</li> <li>・上下水道施設の状況把握，対策に関すること</li> <li>・武力攻撃災害時に係る飲料水の確保，供給に関すること</li> <li>・その他上下水道局に関する武力攻撃災害等対応体制の整備に関すること</li> </ul>

※国民保護に関する業務の総括，各部局間の調整，企画立案等については，国民保護担当部長等の国民保護担当責任者が行う。

## 2 市職員の参集基準等

### (1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

### (2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防機関との連携を図りつつ夜間休日における連絡体制を確立し、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

### (3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

#### 【職員参集基準】

体制	参集職員
① 国民保護等連絡室体制	危機管理課，消防本部警防課，事態関係課職員が参集
② 国民保護等緊急対策本部体制	各部管理職及び本部事務局職員等が参集 ※その他の職員は，事態の状況に応じ，その都度参集する。
③市国民保護対策本部体制	すべての職員が本庁又は出先機関等に参集

#### 【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準	体制	
事態認定前	市の全部局での対応は不要だが，情報収集等の対応が必要な場合	①	
	市の全部局での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②	
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全部局での対応は不要だが，情報収集等の対応が必要な場合	①
		市の全部局での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	③	



(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話を携帯し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員については、以下のとおりとする。

【市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員】

名称	市対策本部長 (市長)	市対策副本部長 (副市長)	市対策本部員 (法第28条第4項)
第1順位	副市長	教育長	あらかじめ各部局において定める。
第2順位	教育長	事業管理者	
第3順位	事業管理者	総務部長	

(6) 職員の服務基準

市は、(3)①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保

**3 消防機関の体制**

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置等が実施できる体制を整備する。



## (2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置等についての研修を実施するとともに、国民保護措置等についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

## 4 国民の権利利益の救済に係る手続等

### (1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置等の実施に伴う損失補償、国民保護措置等に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、担当部局が処理するものとする。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

#### 【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1・5項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項, 80条第1項, 115条第1項, 123条第1項)
不服申立てに関する事。 (法第6条, 175条)	
訴訟に関する事。 (法第6条, 175条)	

### (2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。

また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置等に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

## 第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置等を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

### 1 基本的考え方

#### (1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

#### (2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

#### (3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して、関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

### 2 国の機関との連携

#### (1) 指定地方行政機関等との連携

市は、国民保護措置等を円滑に実施できるよう、市の区域を管轄する指定地方行政機関等との連携を図る。

#### (2) 自衛隊との連携

市は、自衛隊の施設の周辺地域における国民保護措置等を円滑に実施できるよう、自衛隊との連携を図る。

### 3 県との連携

#### (1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名，所在地，電話（FAX）番号，メールアドレス等）について把握するとともに，定期的に更新を行い，国民保護措置等の実施の要請等が円滑に実施できるよう，県と必要な連携を図る。

#### (2) 県との情報共有

警報の内容，経路や運送手段等の避難，救援の方法等に関し，県との間で緊密な情報の共有を図る。

#### (3) 市国民保護計画の県への協議

市は，県との国民保護計画の協議を通じて，県の行う国民保護措置等と市の行う国民保護措置等との整合性の確保を図る。

#### (4) 警察署との連携

市長は，自らが管理する道路について，武力攻撃事態等及び緊急対処事態において，道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう，県警察と必要な連携を図る。

### 4 近接市との連携

#### (1) 近接市との連携

市は，近接市の連絡先，担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに，近接市相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや，防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により，武力攻撃災害の防御，避難の実施体制，物資及び資材の供給体制等における近接市相互間の連携を図る。

#### (2) 消防機関の連携体制の整備

市は，消防機関の活動が円滑に行われるよう，近接市の消防機関との応援体制の整備を図るとともに，必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により，消防機関相互の連携を図る。また，消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し，相互応援体制の整備を図る。

## 5 指定公共機関等との連携

### (1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

### (2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（公財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

### (3) その他の関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

## 6 ボランティア団体等に対する支援

### (1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置等の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置等についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

### (2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等及び緊急対処事態においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

### 第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

#### (1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置等の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

また、緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）及び防災行政用無線等の的確な整備・運用に努め、通信体制の確保に努めるものとする。

#### (2) 非常通信体制の確保に当たっての留意事項

市は、武力攻撃災害等発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備を行う。

設備面	①非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	②武力攻撃災害等による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系，地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等），関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	③無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	④武力攻撃災害等時において確実な利用ができるよう，国民保護措置等の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	①夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに，平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	②武力攻撃災害等による被害を受けた場合に備え，通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した，非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	③通信訓練を行うに当たっては，地理的条件や交通事情等を想定し，実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で，地域住民への情報の伝達，避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし，訓練終了後に評価を行い，必要に応じ体制等の改善を行う。
	④無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し，武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに，関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政用無線，消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	⑤電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	⑥担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに，職員担当者が被害を受けた場合に備え，円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	⑦国民に情報を提供するに当たっては，防災行政用無線，広報車両等を活用するとともに，高齢者，障害者，外国人その他の情報の伝達に際し配慮を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い，体制の整備を図る。

## 第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、国民保護措置等に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 基本的考え方

#### (1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置等の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

#### (2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

#### (3) 情報の共有

市は、国民保護措置等の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

### 2 警報等の伝達に必要な準備

#### (1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。（その際、民生委員や社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）

#### (2) 防災行政用無線の整備

市は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる防災行政用無線について、デジタル化の推進や可聴範囲の拡大に努める。

(3) 全国瞬時警報システム（J－ALERT）の整備

市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J－ALERT）を整備する。

(4) 警察署との連携

市は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察署との協力体制を構築する。

(5) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(7) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

### **3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備**

(1) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により、安否情報システムを用いて県に報告する。



## 【収集・報告すべき情報】

### 1 避難住民（負傷した住民も同様）

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所（郵便番号を含む。）
- ⑥ 国籍
- ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑧ 負傷（疾病）の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の居所
- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族・同居者への回答の希望
- ⑬ 知人への回答の希望
- ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意

### 2 死亡した住民

（上記①～⑦に加えて）

- ⑧ 死亡の日時，場所及び状況
- ⑨ 遺体が安置されている場所
- ⑩ 連絡先その他必要情報
- ⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答への同意

## (2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理，報告及び提供することができるよう，あらかじめ，市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに，職員に対し，必要な研修・訓練を行う。

また，県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行い，必要な体制の整備に努める。

## (3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は，安否情報の収集を円滑に行うため，医療機関，諸学校，大規模事業所等安否情報を保有し，収集に協力を求める可能性のある関係機関について，既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

## 4 被災情報の収集・報告に必要な準備

### (1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

#### 【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）							
年 月 日 時 分 八千代市							
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）							
(1) 発生日時 年 月 日							
(2) 発生場所 八千代市 (北緯 度, 東経 度)							
2 発生した武力攻撃災害の状況の概要							
3 人的・物的被害状況							
市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

### (2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

## 第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置等の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等及び緊急対処事態における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

### 1 研修

#### (1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員、中央研修所、県自治研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

#### (2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置等に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

※【国民保護ポータルサイト】 <http://www.kokuminhogo.go.jp/>

※【総務省消防庁ホームページ】 <http://www.fdma.go.jp/>

#### (3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

### 2 訓練

#### (1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置等についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、警察署、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

## (2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

## (3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置等と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置等についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置等についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町内会・自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、自治会・町内会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 市は、警察署と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

## 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害等への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害等への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

### 1 避難に関する基本的事項

#### (1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

#### 【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- 住宅地図
  - ・人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ
- 区域内の道路網のリスト
  - ・経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の道路のリスト
- 輸送力のリスト
  - ・鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ
  - ・鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ
- 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）
  - ・避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
  - ・備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト
- 生活関連等施設等のリスト
  - ・避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの
- 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- 町内会・自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
- 消防機関のリスト
  - ・消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先
  - ・消防機関の装備資機材のリスト
- 避難行動要支援者名簿

(2) 隣接する市との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班（第1救援班）」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

※【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組方針」（平成25年8月）参照）。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

## 2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、警察署、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

## 3 救援に関する基本的事項

### (1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

### (2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

#### 【準備する基礎的資料】

- 収容施設（避難所（長期避難住宅を含む。）及び応急仮設住宅）として活用できる土地、建物のリスト
- 備蓄・調達可能物資のリスト
- 関係医療機関のデータベース
- 医療救護班のデータベース
- 臨時の医療施設として想定される場所等のリスト
- 墓地及び火葬場等のデータベース

## 4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

### (1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

- 輸送力に関する情報
  - ① 保有車輛等(鉄道、定期・路線バス等)の数、定員
  - ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など
- 輸送施設に関する情報
  - ① 道路 (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
  - ② 鉄道 (路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)

### (2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

## 5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

## 6 生活関連等施設の把握等

### (1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。



【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

国民保護法 施行令	各号	施 設 の 種 類	所 管 省 庁 名
第 2 7 条	1号	発電所, 変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設, 貯水施設, 浄水施設, 配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設, 軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設, 係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等, 旅客ターミナル施設, 航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省・農林水産省
第 2 8 条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物 (毒物及び劇物取締法)	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質 (汚染物質を含む。)	原子力規制委員会
	6号	核原料物質	原子力規制委員会
	7号	放射性同位元素 (汚染物質を含む。)	原子力規制委員会
	8号	毒劇薬 (薬事法)	厚生労働省・農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤, 毒素	各省庁 (主務大臣)
	11号	毒性物質	経済産業省

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は, その管理に係る公共施設等について, 特に情勢が緊迫している場合等において, 必要に応じ, 生活関連等施設の対応も参考にして, 県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において, 警察署等との連携を図る。

### 第3章 物資及び資材の備蓄，整備

市が備蓄，整備する国民保護措置等の実施に必要な物資及び資材について，以下のとおり定める。

#### 1 市における備蓄

##### (1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については，従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから，可能であるものについては，原則として，国民保護措置等のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに，武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について，備蓄し，又は調達体制を整備する。

##### (2) 国民保護措置等の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置等の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については，国がその整備や整備の促進に努めることとされ，また，安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては，国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており，市としては，国及び県の整備の状況等も踏まえ，県と連携しつつ対応する。

#### 【国民保護措置等のために特に必要な物資及び資材の例】

・安定ヨウ素剤，天然痘ワクチン，化学防護服，放射線測定装置，放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具など

##### (3) 県との連携

市は，国民保護措置等のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について，県と密接に連携して対応する。

また，武力攻撃事態等及び緊急対処事態が長期にわたった場合においても，国民保護措置等に必要な物資及び資材を調達することができるよう，他の市町村等や事業者等との間で，その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど，必要な体制を整備する。

## 2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

### (1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置等の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

### (2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

### (3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害等による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

## 第4章 医療救護体制の整備

武力攻撃災害等の発生時には、多数の負傷者等の発生が予想され、また、NBC攻撃を受けた際は特殊な治療等も要求される。

このため、市は、県、医療機関及び消防機関等の関係機関と密接に連携し、的確かつ迅速な医療活動ができるよう、医療救護体制の整備の確立について、以下のとおり定める。

### 1 初期医療体制の整備

市は、救護所の設置及び医療救護班の派遣に係る体制整備に当たっては、市地域防災計画における体制を基に、初期医療体制の整備に努める。

消防本部は、医療機関又は他の消防機関と平素から連携を密にしておき、救急救助体制の整備を図る。

また、NBC攻撃による負傷者が出た場合には、消防機関及び医療機関等は、特殊な装備等で現場に臨む必要があることから、市は、国及び県の防護服等資機材の整備状況を踏まえ、県と連携しつつ対応する。

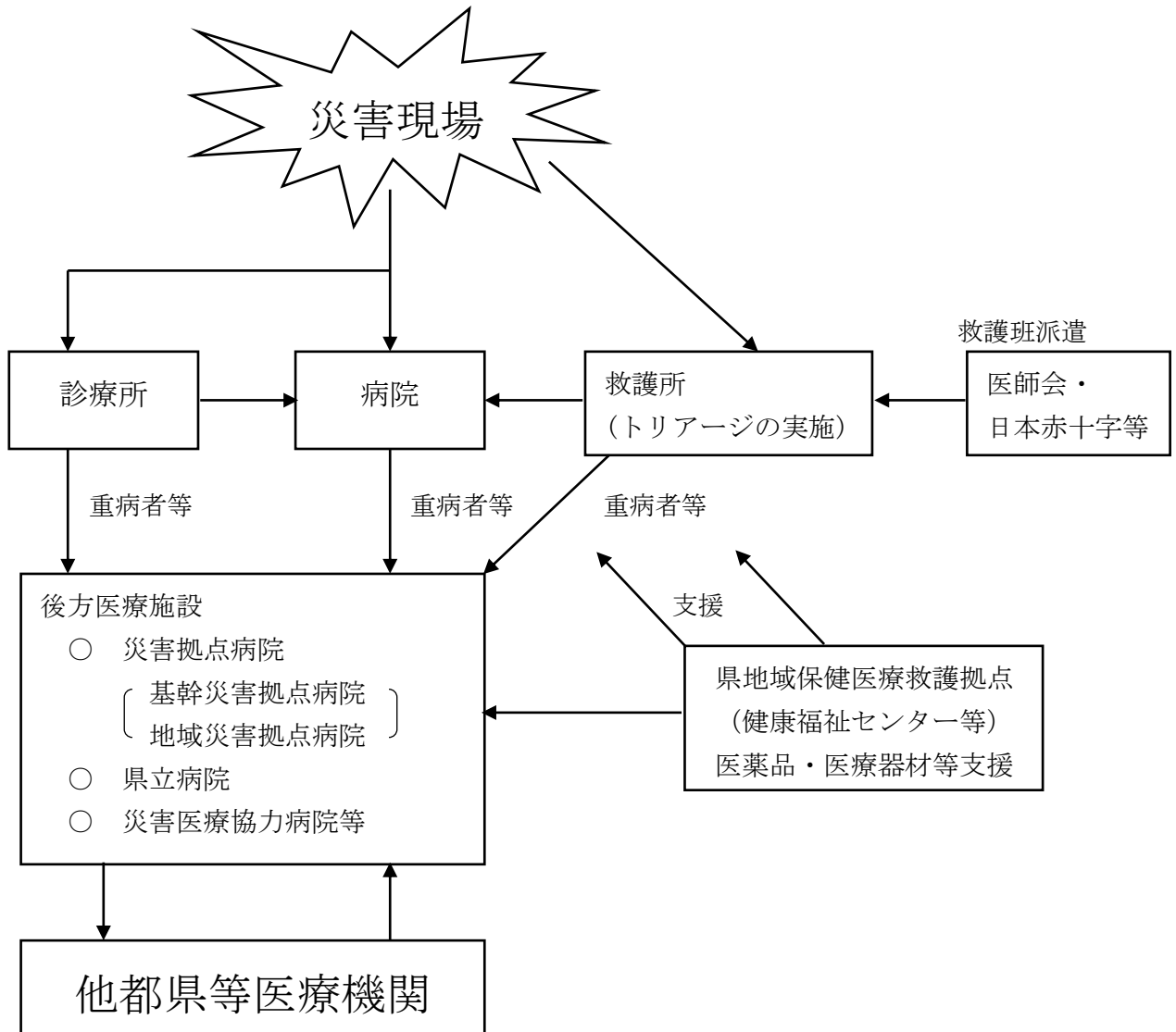
### 2 後方医療体制の整備

市は、救護所や救急医療機関では対応できない重傷病者等を収容・治療するため、県の指定する災害拠点病院を後方医療施設の中核的な医療機関とし、重傷病者等の受け入れ体制を整備する。

### 3 傷病者搬送体制の整備

市は、県及び医療機関と連携し、救急車及びヘリコプター等を活用した武力攻撃災害時の傷病者の搬送体制を整備する。

【武力攻撃災害等発生時における医療救護体制の流れ】



## 第5章 要配慮者の支援体制の整備

高齢者、障害者、乳幼児及び外国人などいわゆる要配慮者は武力攻撃事態及び緊急対処事態の際は、自ら避難することが困難又は障害が存するため、要配慮者に対する避難、救援、情報伝達などの体制の整備について、以下のとおり定める。

### 1 要配慮者に関する配慮

市は、要配慮者について、次のとおり配慮するものとする。

- ① 要配慮者の安否確認及び必要な支援の内容の把握
- ② 生活支援のための人材確保
- ③ 要配慮者の実情に応じた情報の提供
- ④ 粉ミルクや柔らかい食品など特別な食材を必要とする者に対する当該食品の確保及び提供
- ⑤ 症状あるいは障害の状況に応じた介助用品又は補装具の確保又は提供
- ⑥ 避難施設又は居宅への必用な資機材の設置又は配布
- ⑦ 避難施設又は居宅への相談員の巡回による生活状況の確認及び健康相談の実施
- ⑧ 要配慮者について、優先的な避難施設の確保、健康状態等の把握に努め、状況に応じて社会福祉施設等への受入要請の実施

### 2 社会福祉施設等における備え

社会福祉施設等の管理者は、防災のための施設設備の整備に努めるとともに、夜間も含めた緊急連絡体制及び施設等の職員の役割分担についてあらかじめ定めておくとなっている。また、施設の職員及び入所者等に対する訓練を実施するなどして武力攻撃災害に関する知識の普及啓発を行うとされている。

### 3 児童生徒等の避難時の配慮

学校や幼稚園等の管理者は、児童生徒、園児等を当該学校等以外の施設に避難させる場合は、教職員が引率して集団で避難させ、その後の状況に応じて保護者への連絡及び引き渡しを行うこととするなどの対策を、あらかじめ検討する。

#### 4 外国人に対しての配慮

市は、国及び県が作成した外国語版のパンフレット等を使用し、外国人に対して、武力攻撃災害等に関する知識の普及啓発を行う。

## 第6章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害等による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

### 1 国民保護措置等に関する啓発

#### (1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報紙、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置等の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

#### (2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

#### (3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

### 2 武力攻撃事態等及び緊急対処事態において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害等の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。また、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。（なお、「武力攻撃事態やテロから身を守るために」において応急措置等について記載しており、これらの資料を参照できる。）



## 第3編 武力攻撃事態等への対処

### 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり，建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には，当初，その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ，市は，武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても，住民の生命，身体及び財産の保護のために，現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また，他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても，事案発生時に迅速に対応できるよう，即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため，かかる事態において初動体制を確立し，関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して，その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ，市の初動体制について，以下のとおり定める。

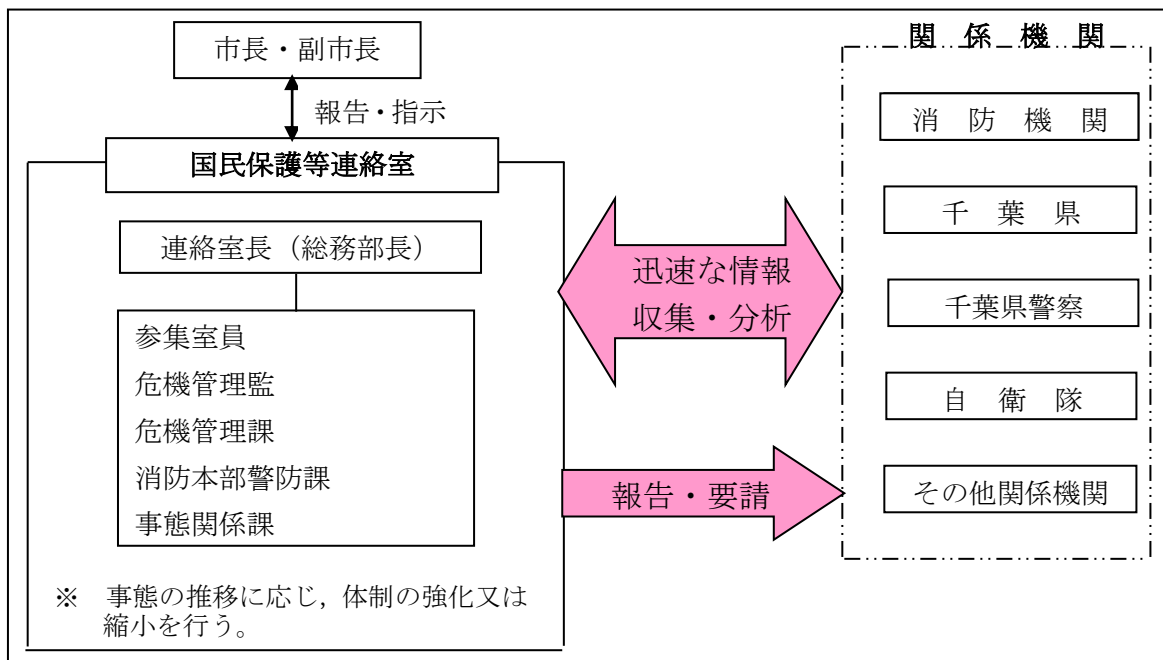
#### 1 事態認定前における体制及び初動措置

##### (1) 国民保護等連絡室の設置

- ① 市長は，遠隔地において事態認定につながる可能性があると考えられる事案や事態認定された事案が発生した場合において，市として情報収集・分析等の初動対応を行う必要があると認めるときは，速やかに「国民保護等連絡室」を設置する。

「国民保護等連絡室」は，市対策本部員のうち，総務部長など，事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

【国民保護等連絡室の構成等】



※ 住民からの通報，県からの連絡その他の情報により，市職員が当該事案の発生を把握した場合は，直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するものとする。

消防本部においても，通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。

② 「国民保護等連絡室」は，消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め，国，県，関係する指定公共機関，指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに，国民保護等連絡室を設置した旨について，県に連絡を行う。

③ 総務部長は，情報分析の結果，武力攻撃事態等に該当しないことが判明した場合は，国民保護等連絡室を廃止する。

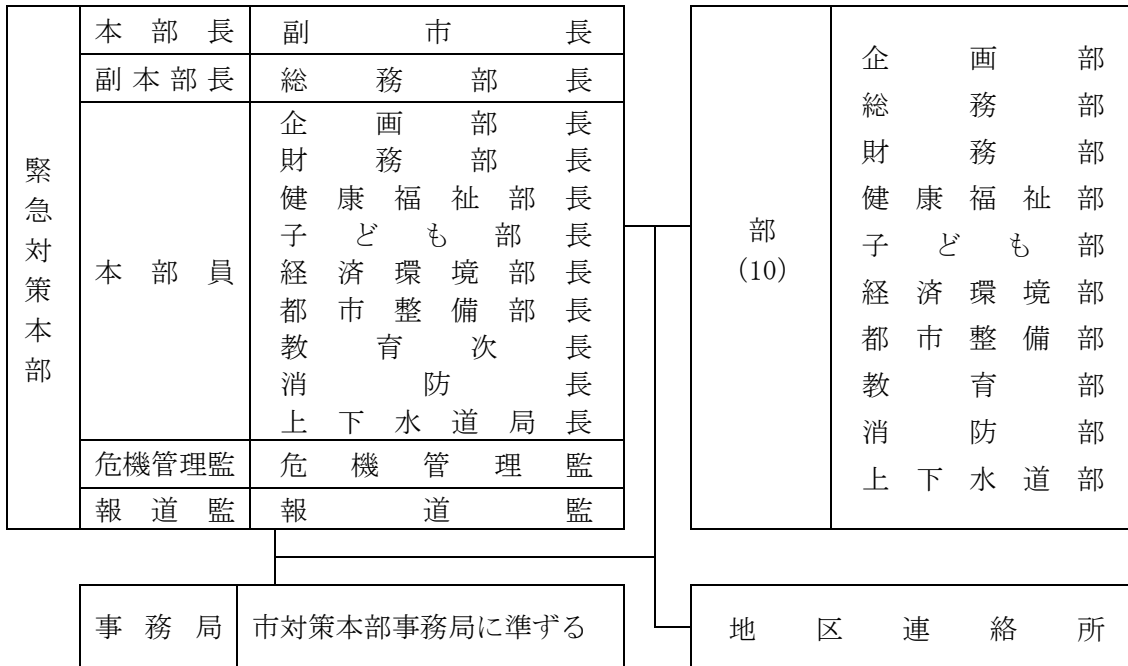
(2) 国民保護等緊急対策本部の設置

① 市長は，市及び近隣市において事態認定につながる可能性があると考えられる事案が発生した場合や近隣都県において事態認定がなされ本市において武力攻撃災害の発生を推認し又は予測しうる情報を把握した場合において，全庁での対応が必要であると認めるときには，国民保護等緊急対策本部（以下「緊急対策本部」という。）を設置する。

② 緊急対策本部の組織及び事務局の構成は，次のとおりとする。

なお，各部の組織及び事務分担は，市対策本部に置く「部」の事務分掌に準ずるものとする。

【八千代市国民保護等緊急対策本部組織構成図】



(3) 初動措置の確保

市は、「緊急対策本部」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法等に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(4) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

(5) 対策本部への移行に要する調整

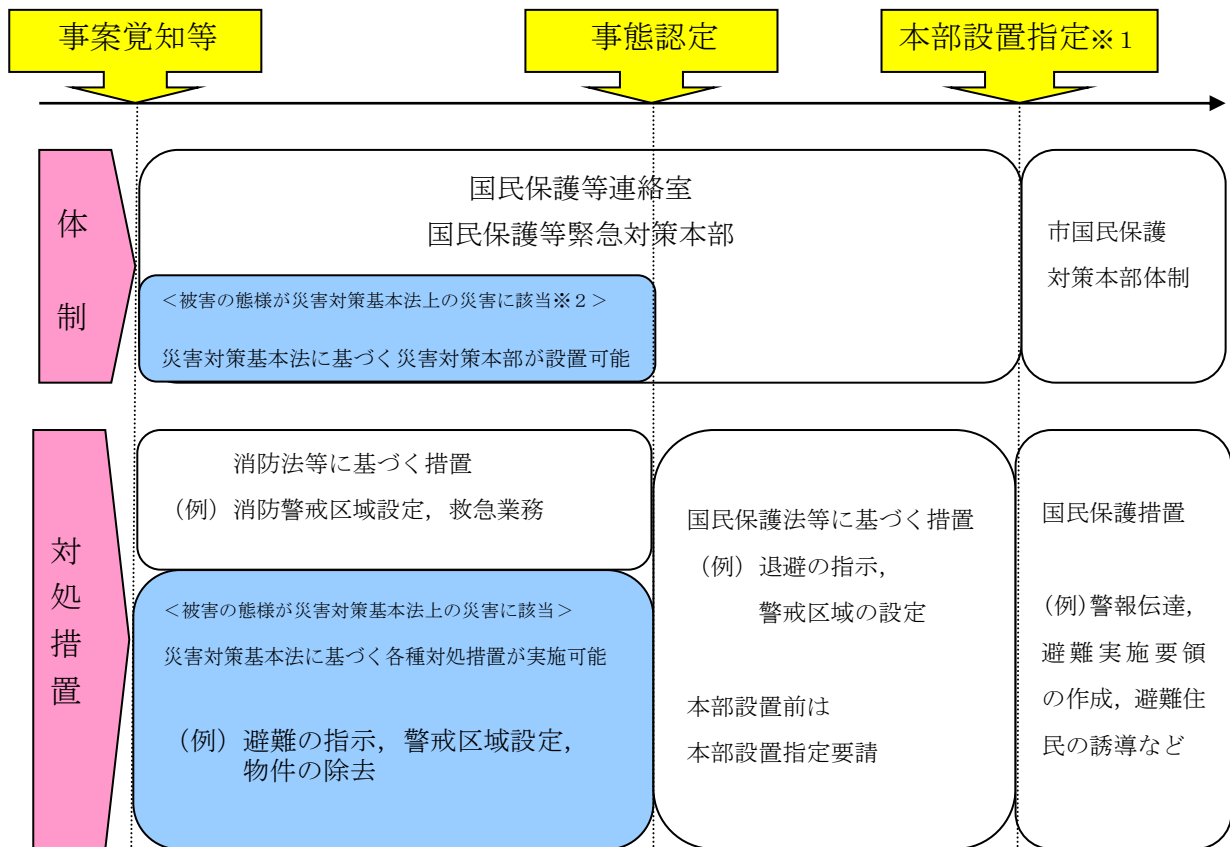
① 国民保護等連絡室又は緊急対策本部の廃止

「国民保護等連絡室」又は「緊急対策本部」を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「国民保護等連絡室」又は「緊急対策本部」は廃止する。

② 災害対策本部等からの移行

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急処理事態に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、市が事態を大規模事故として判断し、又は多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、市災害対策本部又は市危機対策本部等（以下「市災害対策本部等」という。）を設置した場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、市災害対策本部等を廃止するものとする。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係部課室に対し周知徹底する。

なお、市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

## 2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や国によって武力攻撃事態等の認定が行われたものの、本市に対して対策本部を設置すべき指定の通知がなかった場合等において、市長が、不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、「国民保護等連絡室」又は「緊急対策本部」を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

## 第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

### 1 市対策本部の設置

#### (1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

##### ① 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

##### ② 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。なお、事前に緊急対策本部等を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする。

##### ③ 市対策本部員及び市対策本部事務局職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部事務局職員等に対し、連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

##### ④ 市対策本部の開設

市対策本部事務局職員は、市役所庁舎別館第1・第2会議室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。また、関係機関とのデジタルMCA無線、電話、FAX、電子メール等の通信手段の状態を確認する。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

##### ⑤ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

##### ⑥ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市役所庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の代替施設をあらかじめ指定する。

なお、事態の状況に応じ、市長の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

#### ※ 本部施設の指定

第1順位 市役所庁舎別館 2階 第1・第2会議室

第2順位 消防本部 3階 講堂

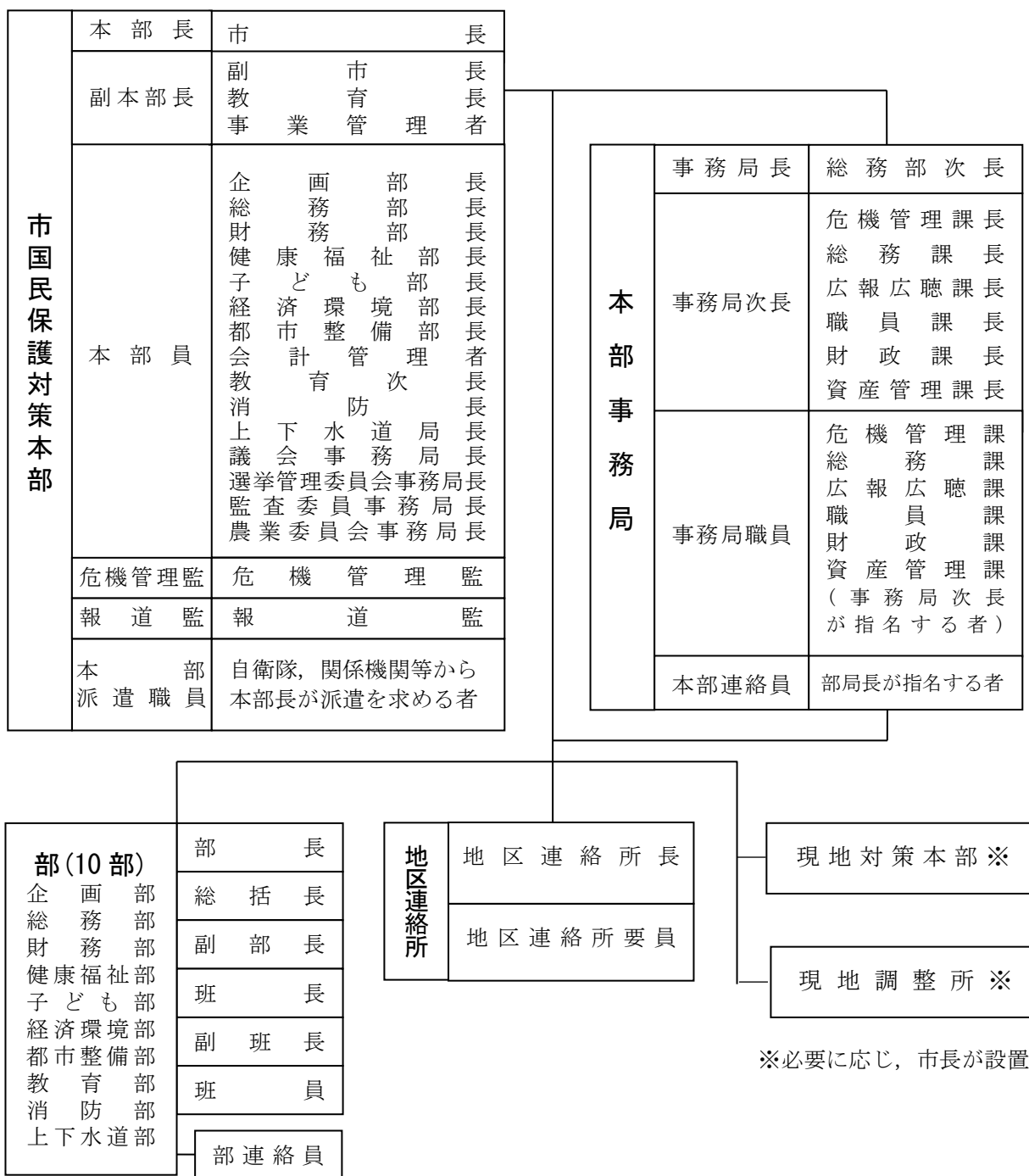
(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織及び事務局構成

市対策本部の組織及び事務局構成は、次のとおりとする。

【八千代市国民保護対策本部組織構成図】



※本部要員の役職名称及び役職基準，本部事務局内の構成については，八千代市地域防災計画における内容を準用するものとする。



### 【本部事務局の事務分掌】

1	本部会議，市対策本部の庶務に関する事。
2	本部長の命令及び指示の伝達等に関する事。
3	武力攻撃事態等関連情報の収集・分析・伝達に関する事。
4	被害情報の総括及び国，県への報告に関する事。
5	国，県(自衛隊)及び他市町村等関係団体への応援要請に関する事。
6	関係機関との連絡調整に関する事。
7	警報・避難・緊急通報の伝達に関する事。
8	避難所開設の指示に関する事。
9	総合窓口の開設の指示に関する事。
10	ヘリコプター臨時離着陸場開設の指示に関する事。
11	地区連絡所開設の指示に関する事。
12	情報配信の指示に関する事（初動期には，情報の配信を行う。）。
13	報道機関への発表に関する事。
14	職員の動員及び配備に関する事。
15	国民保護措置等の調整に関する事。
16	帰宅困難者等の支援に関する事。
17	国民保護対策，復旧に係る経費に関する事。
18	特殊標章等の交付及び管理に関する事。
19	避難実施要領の策定に関する事。
20	国民保護措置等の記録に関する事

### 【部の事務分掌】

各部（班） 共通事務	1	所管施設の被害状況の把握及び応急対策に関する事。
	2	施設利用者の避難・救護に関する事。
	3	職員の確保・配置状況の把握，記録，職員班への報告に関する事。
	4	各部・班における被害情報の取りまとめ，記録，総務班への報告に関する事。
	5	本部長指令の実施計画に関する事。
	6	本部事務局を通じて本部長が指示する特命事項に関する事。
	7	国・県への要望，陳情に関する事。
	8	部内各班の協力に関する事。
	9	他部・他班の支援に関する事。
	10	避難所の運営に関する事。
	11	本部廃止後における担当事務の継続的対応に関する事。

部名	班 名		事 務 分 掌	
	班 長	班員となる 平常時課名		
企 画 部	秘 書 班		1 本部長（市長），副本部長（副市長）の秘書に関する事 2 被災現地の視察及び見舞者の接遇に関する事	
	秘 書 課 長	秘 書 課		
	企画班		1 市民からの電話等の問合せ対応に関する事。 2 国・県への要望，陳情の総括に関する事。 3 要配慮者（外国人）の救援に関する事。 4 広域避難・県外被災者の受入れに関する事。	
	企画経営課長 シティプロモーション課長	企画経営課 シティプロモーション課		
	情報配信・記録班			1 電子媒体での被害情報の受付，取りまとめに関する事。 2 災害時広報に関する事。（広報紙，広報車，HP，情報メール，ツイッター，緊急速報メール，防災行政用無線等での広報活動） 3 武力攻撃災害等の記録及び写真撮影に関する事。 4 報道機関との連絡調整に関する事。 5 関係機関の情報収集に関する事。 6 情報の取りまとめ及び各部への情報提供に関する事。 7 議員への情報の提供に関する事。
	広報広聴課長 情報管理課長 議会事務局庶務課長 議会事務局議事課長	広報広聴課 情報管理課 議会事務局庶務課 議会事務局議事課		
	第 1 収 容 班		1 避難者の誘導及び収容に関する事。 2 避難所の開設及び運営に関する事。 3 企画部の活動補助に関する事。	
選挙管理委員会事務局次長 監査委員事務局次長	選挙管理委員会事務局 監査委員事務局			
総 務 部	総 務 班		1 武力攻撃災害等の経過及び応急活動の記録に関する事。 2 受援（他自治体等の応援の受入れ及び活動調整）に関する事。 3 被災自治体への職員の派遣に関する事。 4 専門ボランティアに関する事。 5 市民活動団体等との連絡調整に関する事。 6 自治会等からの情報収集に関する事。 7 災害相談窓口の実施に関する事。 8 国民の権利利益の救済に関する事。 9 他部・他班の分掌事務に属さないこと。	
	総 務 課 長 庁舎総合整備課長 法 務 課 長 コミュニティ推進課長	総 務 課 庁舎総合整備課 法 務 課 コミュニティ推進課		
	防災・防犯班		1 防災行政用無線の操作に関する事。 2 千葉県防災情報システムの報告に関する事。 3 被災地の防犯に関する事。 4 特殊標章等の交付及び管理に関する事。	
	危機管理課長	危機管理課		
	職 員 班		1 職員の動員，配備及びその記録に関する事。 2 国民保護対策従事職員の給与，食事，宿泊，健康管理その他バックアップ業務に関する事。（応援職員含む） 3 職員の安否情報に関する事。 4 公務災害補償その他被災職員に対する給付に関する事。	
	職 員 課 長	職 員 課		
	住 民 班		1 被災者の避難先等の安否情報の把握及び問合せに関する事。 2 行方不明者の捜索依頼・届出の受付に関する事。 3 要搜索者名簿の作成に関する事。 4 被災者証明書の発行に関する事。	
戸籍住民課長	戸籍住民課			
支所・連絡所班		1 地区連絡所の開設に関する事。 2 臨時市民相談所の開設に関する事。		
戸籍住民課長	各支所・連絡所			

部名	班 名		事 務 分 掌
	班 長	班員となる 平常時課名	
財 務 部	財 政 班		1 国民保護関係の予算編成及び資金調達に関すること。 2 国・県等の補助金に関すること。 3 被災経費の出納に関すること。 4 国民保護対策に係る契約に関すること。 5 義援金の受領及び配分に関すること。 6 避難者の誘導及び収容に関すること。 7 避難所の開設及び運営に関すること。
	財 政 課 長 契 約 課 長 会 計 課 長	財 政 課 契 約 課 会 計 課	
	資産管理班		1 庁舎及び庁内施設・設備の機能維持(非常電源・仮設トイレ等)に関すること。 2 臨時電話, その他の使用機材の確保及び設営(対策本部含む)に関すること。 3 車両(広報車両含む)その他輸送手段の確保, 配車計画及び緊急輸送の実施に関すること。 4 公用車等の燃料の確保に関すること。 5 避難所及び市有施設の補修に関すること。
	資 産 管 理 課 長	資 産 管 理 課	
	調 査 班		1 住家被害等の情報収集に関すること。 2 住家及び市長が定める種類の被害の認定調査に関すること。 3 り災台帳の作成及びり災証明書の発行に関すること。 4 被害届出証明書の発行に関すること。 5 被災者等への租税の減免等に関すること。 6 避難者の誘導及び収容に関すること。 7 避難所の開設及び運営に関すること。
納 税 課 長 市 民 税 課 長 資 産 税 課 長	納 税 課 市 民 税 課 資 産 税 課		
健 康 福 祉 部	第1 救援班		1 要配慮者(高齢者・障害者)の救援に関すること。 2 福祉施設入所者の避難・救護に関すること。 3 民生委員・児童委員, 市社会福祉協議会, 日本赤十字社千葉県支部等との連絡に関すること。 4 被災者の支援に関すること。 5 被災者台帳に関すること。 6 義援金の配布に関すること。 7 福祉避難所の開設・運営に関すること。 8 遺体の検案に関すること。 9 遺体の身元確認及び埋葬に関すること。 10 防疫活動に関すること。 11 家庭動物対策に関すること。 12 医療, 助産及び救護に関すること。 13 救護所の設置及び連絡調整に関すること。 14 傷病者, 要継続医療者等の搬送の補助に関すること。 15 医薬品及び医療用資器材の確保に関すること。 16 医師会, 歯科医師会, 薬剤師会及び医療機関との連絡調整に関すること。 17 ボランティアセンターの開設に関すること。 18 市営住宅の応急対策に関すること。
	健 康 福 祉 課 長 生 活 支 援 課 長 長 寿 支 援 課 長 障 害 者 支 援 課 長 健 康 づ く り 課 長 国 保 年 金 課 長	健 康 福 祉 課 生 活 支 援 課 長 寿 支 援 課 障 害 者 支 援 課 健 康 づ く り 課 国 保 年 金 課	

部名	班 名		事 務 分 掌
	班 長	班員となる 平常時課名	
健康福祉部	保 健 班		1 被災者の精神的ケア・保健衛生・生活環境の改善等支援に関すること。 2 避難所避難者の精神的ケア・保健衛生に関すること。 3 避難所での要配慮者（高齢者・障害者・乳幼児・妊産婦）の支援に関すること。
	健康づくり課長 母子保健課長	健康づくり課 母子保健課	
子ども部	第2救援班		1 保育園児の避難・救護に関すること。 2 要配慮者（主に乳幼児，妊産婦）の救援に関すること。 3 応急保育の実施に関すること。
	子育て支援課長 子ども保育課長 子ども福祉課長 母子保健課長	子育て支援課 子ども保育課 子ども福祉課 母子保健課	
経済環境部	物資供給班		1 食料の調達調整・供給に関すること。 2 応急寝具・日用品その他救援物資の調達調整・供給に関すること。 3 救援・義援物資の受入れ及び供給に関すること。 4 物資集積場所の開設・運営に関すること。 5 農業の国民保護対策に関すること。 6 農協等農業関係団体との連絡調整に関すること。 7 中小企業の国民保護対策に関すること。 8 商工会議所等関係団体との連絡調整に関すること。 9 被災者への職業のあっせん・相談に関すること。
	商工観光課長 農政課長 農業委員会事務局次長	商工観光課 農政課 農業委員会事務局	
	環 境 班		
	環境保全課長	環境保全課	
	廃棄物班		1 ゴミ・し尿の収集及び処理の取りまとめに関すること。 2 ゴミの収集及び処理に関すること。 3 仮設トイレの設置に関すること。 4 し尿の収集及び処理に関すること。 5 関係業者の指導及び連絡調整に関すること。 6 衛生センターの災害予防及び災害復旧に関すること。 7 清掃センターの災害予防及び災害復旧に関すること。
クリーン推進課長	クリーン推進課		

部名	班名		事務分掌
	班長	班員となる 平常時課名	
都市整備部	交通支援班		公共交通機関との連絡調整に関する事。
	都市計画課長	都市計画課	
	住宅班		1 住家被害等の情報収集に関する事。 2 被災宅地及び被災建築物の応急危険度判定に関する事。 3 応急仮設住宅の建設、入居及び管理に関する事。 4 被災者が行う住宅等の建設、補修等のための応急融資に関する事。 5 その他、建築物の応急対策に関する事。
	建築指導課長 開発指導課長	建築指導課 開発指導課	
土木・公園班		1 交通の安全確保に関する事。 2 市が管理する道路、橋梁、交通安全施設、河川施設等の危険予防及び応急対策並びに復旧事業に関する事。 3 崖崩れ等の危険予防及び応急対策並びに復旧事業に関する事。 4 公園施設、緑地等の応急対策及び復旧作業に関する事。 5 住居その他障害物の除去に関する事。 6 交通規制のための関係機関との連絡調整に関する事。 7 他の道路管理者への連絡調整に関する事。 8 市内建設連合会等との連絡調整に関する事。	
公園緑地課長 土木管理課長 土木建設課長 土木維持課長	公園緑地課 土木管理課 土木建設課 土木維持課		
教育部	学校班		1 児童生徒の避難・救護に関する事。 2 災害時の応急教育に関する事。 3 被災児童生徒に対する学用品の支給に関する事。
	学務課長	学務課	
	第2収容班		1 避難者の誘導及び収容に関する事。 2 避難所の開設及び運営に関する事。 3 避難所の情報収集・取りまとめに関する事。 4 学校施設における炊き出しに関する事。 5 炊き出し設備の確保及び炊き出しの実施に関する事。
	教育総務課長 指導課長 保健体育課長	教育総務課 指導課 保健体育課	
	第3収容班		1 施設利用者の避難・救護に関する事。 2 避難者の誘導及び収容に関する事。 3 避難所の開設及び運営に関する事。 4 避難所の情報収集・取りまとめに関する事。 5 物資集積場所の確保及び物資の管理に関する事。
生涯学習振興課長 文化・スポーツ課長	生涯学習振興課 文化・スポーツ課		

部名	班名		事務分掌
	班長	班員となる 平常時課名	
消防部	消防総務班		1 部内各班との連絡調整に関する事。 2 部の庶務に関する事。 3 消防団に関する事。
	消防総務課長	消防総務課	
	予防班		1 危険物施設の予防指導に関する事。 2 武力攻撃災害等の被害状況及び応急対策実施状況の取りまとめに関する事。
	予防課長	予防課	
	警防班		1 武力攻撃災害等の予防及び警戒、防御又は鎮圧の計画に関する事。 2 他市町村消防機関の受援に関する事。
	警防課長	警防課	
	指揮指令班		1 気象等の観測及び報告に関する事。 2 消防通信に関する事。 3 災害情報の収集及び伝達に関する事。
	指揮指令課長	指揮指令課	
	消防班		1 武力攻撃災害等の警戒、防御及び鎮圧に関する事。 2 被災者の救急・救護に関する事。 3 避難者の誘導及び救出に関する事。 4 災害による行方不明者の捜索に関する事。 5 河川、その他危険区域の応急措置に関する事。 6 臨時離着陸場の開設に関する事。
消防署長	消防署		
上下水道部	上下水道総務班		1 情報収集、広報、情報発信に関する事。 2 資金、資機材、塩素、燃料の調達に関する事。 3 応援要請、応援派遣に関する事。
	経営企画課長	経営企画課	
	上水道復旧班		1 被害施設の調査に関する事。 2 上水道施設の応急対策及び復旧事業に関する事。 3 仮設給水栓の設置に関する事。 4 浄水場の維持保全及び運用に関する事。
	上水道課長	上水道課	
	下水道復旧班		1 被害施設の調査に関する事。 2 下水道施設の維持保全に関する事。 3 下水道施設の応急対策及び復旧事業に関する事。 4 ポンプ場の維持保全及び運用に関する事。
	下水道課長	下水道課	
	給水班		1 飲料水及び生活水の確保に関する事。 2 給水所（拠点）の運営及び応急給水に関する事。 3 水質に関する事。
	給排水相談課長	給排水相談課	

#### (4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

##### ① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置し、報道監をもって充てる。

##### ② 広報手段

広報紙、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、市ホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

##### ③ 留意事項

ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。

イ 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと。

ウ 県と連携した広報体制を構築すること。

#### (5) 市現地対策本部の設置

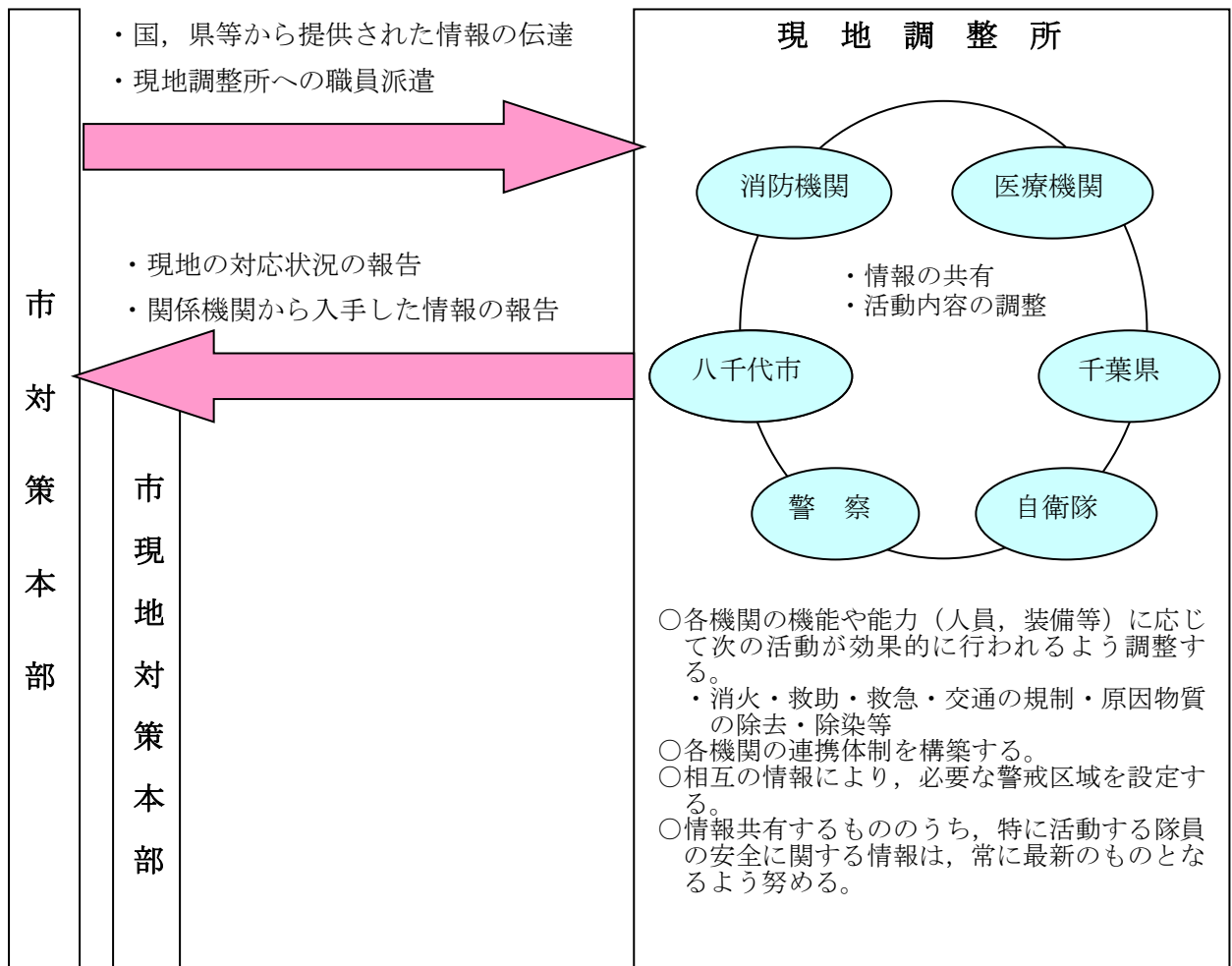
市長は、被災現地及び避難住民の数が多地域等における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

#### (6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

## 【現地調整所の組織編成】



## 【現地調整所の性格について】

- ① 現地調整所は，現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い，現場における連携した対応を可能とするために設置するものである（例えば，典型的な場面として，避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して，関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。）。
- ② 現地調整所は，事態発生の現場における活動の便宜のために機動的に設置することから，あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく，現場の活動上，最も適した場所に，テント等を用いて設置することが一般的である。
- ③ 現地調整所においては，現場レベルにおける各機関の代表者が，定時又は随時に会合を開くことで，連携の強化を図ることが必要である。

現地調整所の設置により，市は，消防機関による消火活動，救助・救急活動の実施，退避の指示及び警戒区域の設定等の権限行使を行う際に，その判断に資する情報収集を行うことにより，現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また，現地調整所における最新



の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

- ④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。）。

(注) 現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、市は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うことが重要である。

#### (7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

##### ① 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

##### ② 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

##### ③ 情報提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

##### ④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

##### ⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

## 2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、デジタルMC A無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、同報系無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

## 第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 国・県の対策本部との連携

#### (1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

#### (2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

### 2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

#### (1) 知事等への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

#### (2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

#### (3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

### 3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

(1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて千葉地方協力本部長又は市の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあつては東部方面総監、海上自衛隊にあつては横須賀地方総監、航空自衛隊にあつては中部航空方面隊司令官を介し、防衛大臣に連絡する。

※ 想定される自衛隊の国民保護措置の内容

- ① 避難住民の誘導（誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等）
- ② 避難住民等の救援（食料の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等）
- ③ 武力攻撃災害への対処（被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC 攻撃による汚染への対処等）
- ④ 武力攻撃災害の応急の復旧（危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等）

(2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第 7 8 条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第 8 1 条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

### 4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求

- ① 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

### (3) 事務の一部の委託

- ① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
  - ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
  - ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

## 5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

## 6 市の行う応援等

- (1) 他の市町村に対して行う応援等
  - ① 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
  - ② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。
- (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

## 7 ボランティア団体等に対する支援等

### (1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

### (2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、ボランティアセンター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

### (3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県対策本部及び国の対策本部を通じて国民に公表するように努める。また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

## 8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

なお、住民による協力は住民の自発的な意思に委ねられているものであるため、要請にあたり強制しないよう配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

## 第4章 警報及び避難の指示等

### 第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 警報の内容の伝達等

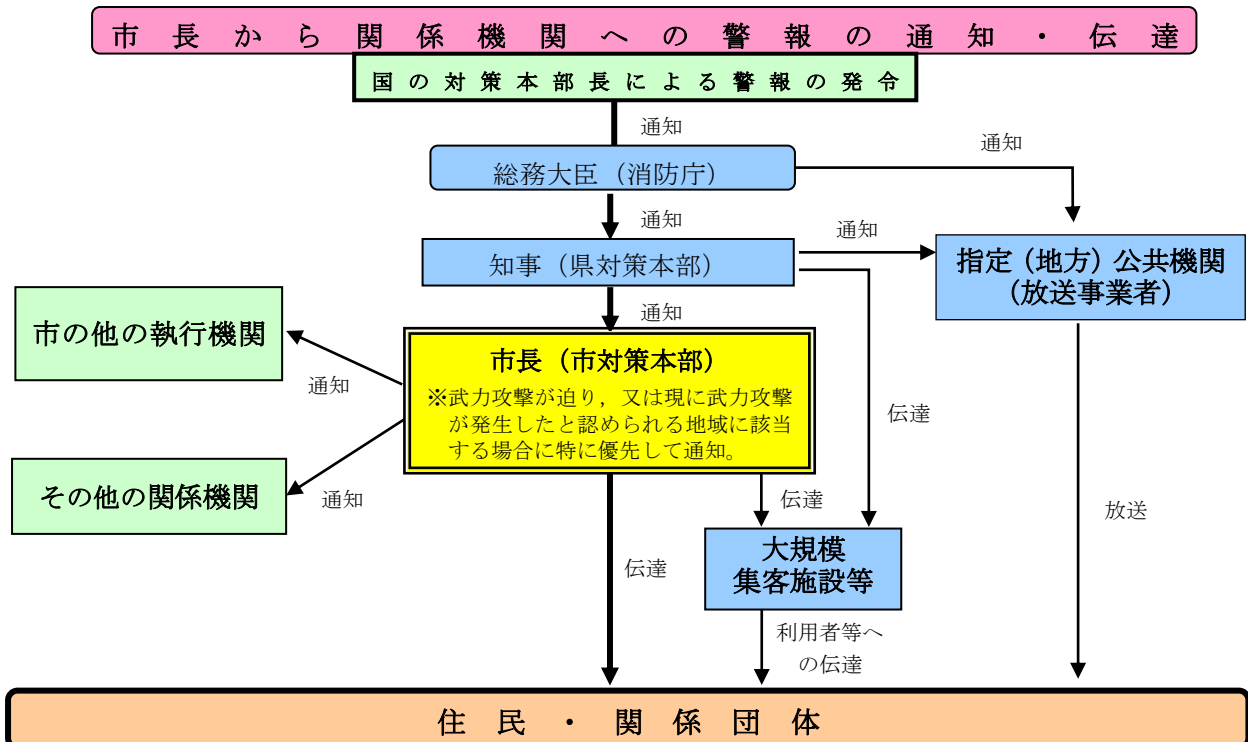
##### (1) 警報の内容の伝達

- ① 市長は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会議所、青年会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

##### (2) 警報の内容の通知

- ① 市長は、市の他の執行機関その他の関係機関に対し、警報の内容を通知する。
- ② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページに警報の内容を掲載する。

※ 市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みは、下記のとおり。



※ 市長は、ホームページに警報の内容を掲載

※ 警報の伝達に当たっては、防災行政用無線のほか拡声器を活用することなどにより行う。

## 2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）, 全国瞬時警報システム（J - A L E R T）等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、防災行政用無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政用無線ややちよ情報メール、ホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

イ なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政用無線による伝達以外の方法も活用する。

※ 全国瞬時警報システム（J - A L E R T）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。

また、市は、警察署の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声器や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察署と緊密な連携を図る。



- (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で、避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。
- (4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

### **3 緊急通報の伝達及び通知**

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

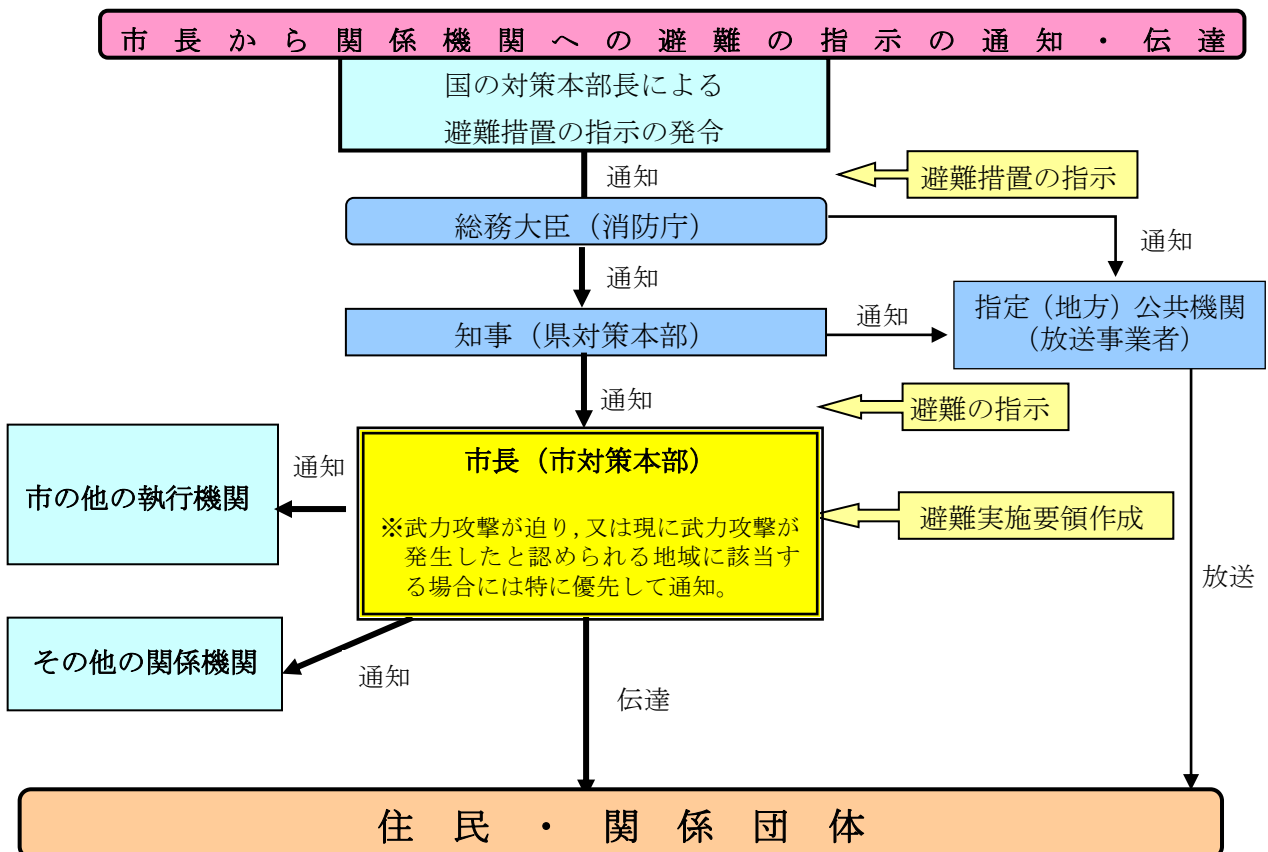
## 第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

### 1 避難の指示の通知・伝達

- (1) 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- (2) 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達するとともに、市の他の執行機関その他の関係機関に対し、その内容を通知する。

※ 避難の指示の流れについては下図のとおり。



※ 市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

## 2 避難実施要領の策定

### (1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、警察署、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

### ※【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

### ※【避難実施要領の策定の留意点について】

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県国民保護計画に記載される市の計画作成の基準の内容に沿った記載を行うことが基本である。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものもありうる。

### (2) 避難実施要領への記載事項

#### ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

#### ② 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

#### ③ 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

#### ④ 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

#### ⑤ 集合に当たっての留意事項

集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、避難行動要支援者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

- ⑥ 避難の手段及び避難の経路  
集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。
  - ⑦ 市職員、消防職団員の配置等  
避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、市職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。
  - ⑧ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応  
高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。
  - ⑨ 要避難地域における残留者の確認  
要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。
  - ⑩ 避難誘導中の食料等の支援  
避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるように、それら支援内容を記載する。
  - ⑪ 避難住民の携行品、服装  
避難住民の避難活動を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。
  - ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等  
問題が発生した際の緊急連絡先等を記載する。
- (3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項  
避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。
- ① 避難の指示の内容の確認  
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
  - ② 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)  
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
  - ③ 避難住民の概数把握
  - ④ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送) )
  - ⑤ 輸送手段の確保の調整 (※ 輸送手段が必要な場合)  
(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
  - ⑥ 避難行動要支援者の避難方法の決定 (避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者支援班 (第1救援班) の設置)
  - ⑦ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、警察署との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
  - ⑧ 職員の配置 (各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
  - ⑨ 関係機関との調整 (現地調整所の設置、連絡手段の確保)
  - ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 (県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応) ]

(4) 避難行動要支援者に対する留意事項

市は、県と連携し避難行動要支援者に対し優先的に避難誘導にあたるものとする。また、自主防災組織や自治会ほか地域住民へも、福祉関係者と連携のもと、避難行動要支援者の避難誘導の円滑な実施への協力を要請する。

※【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

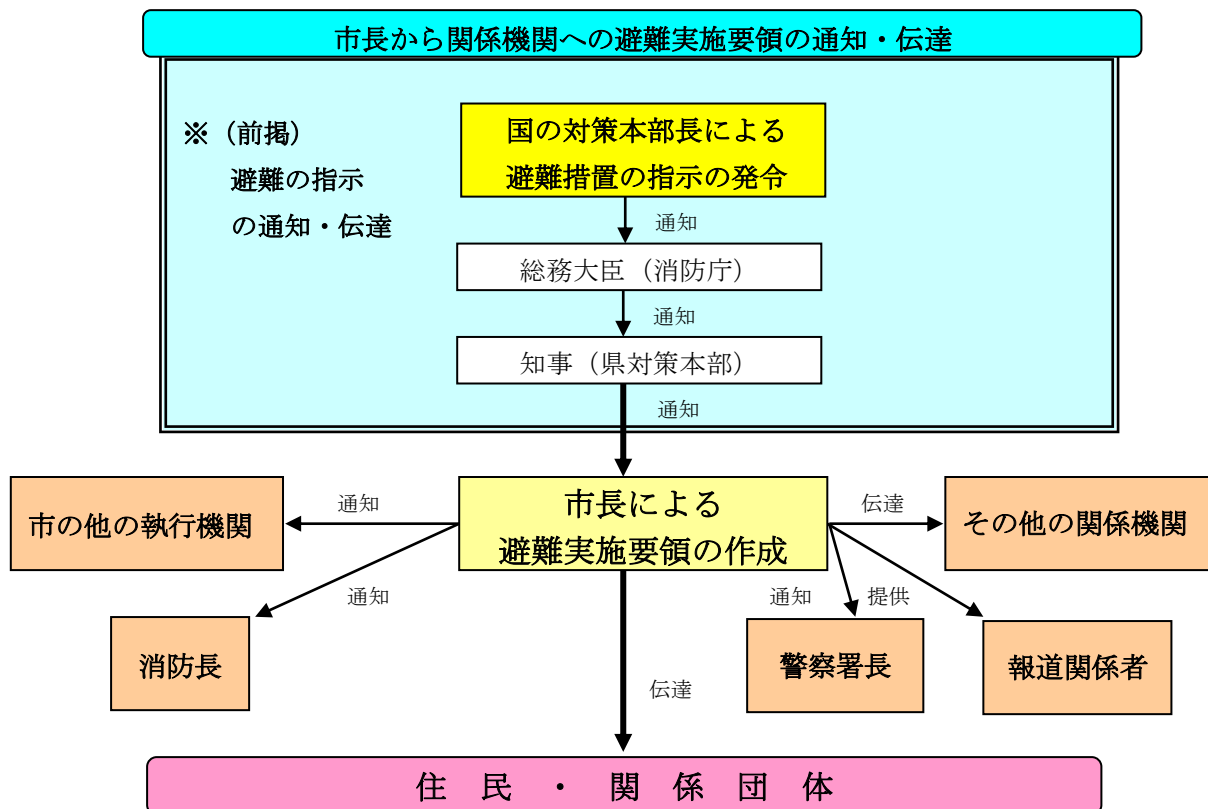
この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

(5) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防長、警察署長、及び自衛隊千葉地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



### 3 避難住民の誘導

#### (1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

#### (2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

#### (3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、当該市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 大規模集客施設等における避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

(7) 高齢者、障害者等への配慮

市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班（第1救援班）を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする（「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会と十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）。

（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。）

(8) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(9) 避難所等における安全確保等

市は、警察署が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、警察署と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(10) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- 危険動物等の逸走対策
- 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、警察署と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合や県の区域を越えて避難住民の誘導を行う場合などにおいては、必要に応じ、知事に対して避難住民の誘導の補助のための県職員の派遣、避難先都道府県との調整等について要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(13) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあつては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあつては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(14) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

(15) 大規模な市民の避難

大規模な市民の避難の必要が生じた場合、基本指針においては、国の対策本部長は、あらかじめ避難の準備ができる場合を除いて、まず直ちに近傍の屋内施設に避難するよう避難措置の指示を行い、その後の事態の推移に応じて適切な指示を行うなど、混乱発生の防止に努めるものとされている。



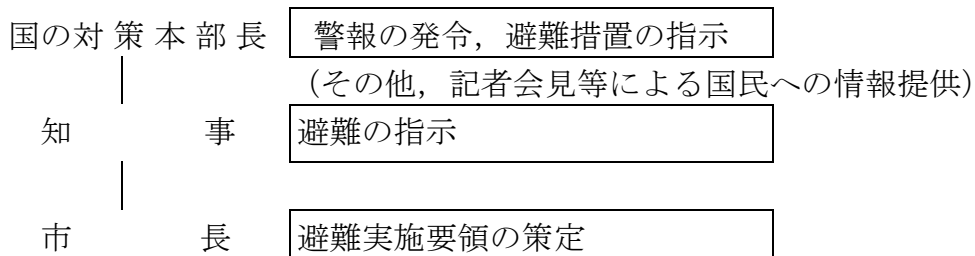
市長は、国の対策本部長の避難措置の指示を踏まえ、避難の準備が整っている場合には、避難先地域への避難を行い、それ以外の場合には、屋内への避難の指示を行うとともに、その後の事態の推移に応じた国の対策本部長の指示を待って対応する。

**弾道ミサイル攻撃の場合**

- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本となる。  
(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる。)
- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J－ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。  
また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

## ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国の対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

- ② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊等及び警察署からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。
- ③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、警察署等、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく確かな措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

- 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

- 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、警察署、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

- ※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

## 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、県国民保護計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

今後、国の具体的な指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、研究、検討を進めていく。

## NBC攻撃の場合

NBC攻撃の場合の避難においては、国の対策本部長が攻撃の特性に応じた避難措置の指示を行うこととされていることから、市長は、当該避難措置の指示の内容を踏まえ、避難の指示を行う。

なお、屋外にて避難誘導や避難実施要領の伝達に携わる者は、外気に触れるため危険性が高いことから、市長はこれらの者に防護服を着用させる等、安全を図るための措置を講ずる。

## 第5章 救援

### 1 救援の実施

#### (1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

#### (2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

### 2 関係機関との連携

#### (1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

#### (2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

### 3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府省告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援に関する基礎資料

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

(3) 救援の内容

市長は、救援の実施に際しては、県と連携して、次の点に留意して行う。

① 収容施設の供与

ア 避難所の開設等

(ア) 避難所の開設

市は、県と調整の上、あらかじめ指定した避難施設及びその他の適切な場所に避難所を開設するとともに、開設した旨を地域住民、警察、自衛隊等に周知・連絡する。

(イ) 避難所の運営

避難所の運営は、あらかじめ定めるマニュアル等に基づき、救援を行うため配置された県及び市の職員が責任者となって、当該施設職員、ボランティア、自主防災組織、避難住民等の協力を得て運営する。

この際、避難住民等のプライバシーの確保について留意する。

イ 公営住宅の貸与

市は、必要と認める場合には、公営住宅を避難住民等に貸与する。

ウ 応急仮設住宅等

(ア) 市は県と連携し、必要に応じ建設業関係団体と協力しながら、被災住民に対して応急仮設住宅等を供与する。

なお、応急仮設住宅等の建設に必要な資機材が不足し、調達が困難な場合には、県に資機材の調達について支援を求めるものとする。

(イ) 応急仮設住宅の維持管理は、原則として県から委託を受けて行う。

② 食料品・飲料水の供給及び生活必需品の供給又は貸与

ア 食料品・飲料水の供給及び生活必需品の供給又は貸与

市は、避難住民等の基本的な生活を確保するため、食料品・飲料水の供給及び生活必需品の供給又は貸与を実施する。

市は、それぞれの避難所において、救援に必要な食料品・飲料水・生活必需品の必要数量を算出し、不足分を適宜県に報告する。

イ 飲料水の供給

市は、避難所において飲料水が不足する場合においては、県と連携して、拠点給水又は車両給水を実施する。

ウ 応援物資の仕分け

市は県と連携し、あらかじめ定めた体制に基づき、応援物資の仕分けを実施する。

エ 救援物資の運送方法等

(ア) 運送方法

市は県と連携し、武力攻撃事態等の状況、地域の交通や運送物資の優先順位を考慮の上、最も適した運送手段を選択する。

また、物資集積地への運送、物資集積地から避難所までの運送については、県と調整の上、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対して要請する。

なお、国の対策本部長により、道路の利用指針等が定められた場合は、その利用指針を踏まえて、運送手段の選択や運送の要請を行う。

(イ) 運送実施状況の把握方法

a 県又は市から要請を受けた運送事業者は、運送車両の出発時間と到着時間について、各対策本部へ報告を行う。

b 市は県と連携し、運送車両の出発時間と到着時間、救援物資の品目、数量等について把握する。

c 市対策本部は、県対策本部から受けた事項及び運送状況について、関係する避難所に連絡を行う。

オ 受入れを希望する救援物資情報の発信

市は、自主防災組織やボランティア団体等の協力を得ながら、避難住民等が希望する救援物資を把握し、その内容のリスト及び送り先、運送方法について、

市民に公表するよう努めるものとする。

カ 県への支援要請

市長は、供給すべき物資が不足し、調達が困難な場合には、県に必要な物資の供給について支援を求める。

③ 医療の提供及び助産

ア 救急救助，傷病者の搬送

(ア) 消防機関の活動

a 出動の優先順位の基準

武力攻撃災害等発生時には、国，県，市町村，関係機関等からその状況についての的確に情報を収集し、武力攻撃災害の程度に準じて優先順位を定め、出動を行う。ただし、状況の変化に応じて適宜再配置を行う。

b 救急救助活動の優先順位の基準

救急救助活動を行うに当たっては、以下の事項について考慮の上、優先順位を決定して救急救助活動を実施していくものとする。

- ・ トリアージ（治療の優先順位による患者の振分け）を実施して、救命の処置を必要とする重症者を優先する。
- ・ 高齢者，乳幼児等の抵抗力が低い要配慮者を優先する。
- ・ 同時に多数の救急救助が必要となる場合は、武力攻撃災害発生現場付近を優先する。
- ・ 武力攻撃災害発生現場付近以外で、同時に多数の救急救助が必要となる場合は、より多くの人命を救護できる現場を優先する。

c 応援の要請

市長は、市の消防機関で対処することが困難と認められる場合には、県内の他の消防機関等に応援を求める。県内の消防機関だけでの対応が困難と認める場合は、市長は、知事を通じて、又は必要に応じて直接消防庁長官に対し、緊急消防援助隊による応援を要請する。

(イ) 傷病者搬送の手順

a 傷病者搬送の判定

医療救護班又は傷病者を最初に受け入れた医療機関は、トリアージ（治療の優先順位による患者の振分け）の結果を踏まえ、後方医療施設に搬送する必要があるか否か判断する。

b 傷病者搬送の要請

- ・ 医療救護班又は傷病者を最初に受け入れた医療機関は、消防機関に傷病者の搬送を要請する。
- ・ 消防機関だけで対応できない場合には、民間の患者等搬送業者に対して搬送を要請する。
- ・ 市は、重篤患者等の緊急治療が必要な場合は必要に応じて、千葉市消防ヘリコプターやドクターヘリコプターを手配するとともに、なおも必要な場合には、県警察，海上保安庁，自衛隊に対してもヘリコプターによ

る搬送の要請を行う。

c 傷病者の後方医療施設への搬送

傷病者搬送の要請を受けた場合は、あらかじめ定めた搬送先順位に基づき、収容先医療機関の受入れ体制を確認した上、搬送する。

イ 医療救護班の編成と医療資機材の調達

(ア) 医療救護班の編成手順と派遣方法

各医療機関は、あらかじめ定める方法により医療救護班を編成し、派遣する。

(イ) 医療資機材等の調達

a 医療資機材等の調達

医療救護班の使用する医療資機材が不足する場合には、県及び市に調達を要請する。要請を受けた県及び市は、備蓄用医療資機材の提供、製造販売業者への物資の売渡し要請を行い、必要数量を確保する。

b 血液の確保及び供給

県は、武力攻撃災害発生後、直ちに日本赤十字社千葉県支部（千葉県赤十字血液センター）を通じて県内血液センターの機能保持に努めるとともに、状況に応じて血液の確保及び供給を図るため、献血車の活用及び日本赤十字千葉県支部を通じた県外からの受入れ措置を講じる。

- ・被害の軽微な地域等に採血者を出動させ、献血を行う。
- ・血液が不足する場合には、日本赤十字社千葉県支部（千葉県赤十字血液センター）に依頼し、県外からの血液の受入れを行う。

なお、県の実施する上記措置に当たり、市は協力を行う。

ウ 救護所の設置

医療救護班を派遣する各機関は、あらかじめ定める方法により、救護所を設置する。

エ 後方医療体制の確立

(ア) 災害拠点病院との連携

医療救護班を派遣した各機関は、災害拠点病院と連携しながら初期医療活動を行うものとする。災害拠点病院は、医療救護所や救急医療機関では対応できない重症者、高度な治療が必要な患者を受け入れる。

(イ) 県立病院

すべての県立病院は、災害拠点病院に準じた後方収容機能を果たすとともに、医療救護班を設置するなど災害時医療の中核として活動する。

(ウ) 災害医療協力病院等

市は、上記（ア）及び（イ）のほか市医師会の協力を得て、傷病者や難病患者、人工透析患者の治療、収容に当たる災害医療協力病院等の確保を図る。

(エ) 広域応援の要請

市長は、市内の関係機関のみでは十分な医療救護活動が困難と認めるときは、県及び他の市町村へ医療救護班の派遣、被災地からの搬送患者の受入れ等を要請する。



④ 被災者の捜索及び救出

ア 被災情報の把握

市は、被災情報、捜索・救出の状況、安否情報について、県と協力し情報収集に努める。

イ 被災地における捜索・救出の実施

市は、市対策本部で集約した被災情報に基づき、県、県警察、自主防災組織、ボランティア団体と協力し、救急救助活動を実施する。

ウ 応援要請

(ア) 市長は、市の消防機関では対応が困難と認めるときには、近隣の消防機関に応援を要請するなど、必要な調整を行う。

(イ) 市長は、被害状況が甚大であり、市だけでは対応が困難と認めるときは、他の市町村の長等及び知事等に対し、国民保護法第17条及び第18条に定める応援を求め、知事を通じて、消防庁長官に対し緊急消防援助隊の応援要請を行う。また、必要と認めるときには、知事を通じて防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の国民保護等派遣を要請する。

エ 救援資機材の調達

市は、自らが保有している救援資機材では対応が困難と認める場合には、県に救援資機材の調達を要請する。県は、建設業関係団体の協力を得て重機等の資機材を確保する。

⑤ 死体の捜索、処理及び埋葬・火葬

ア 関係機関との連携

市は、県、警察署、自衛隊等と相互に連携しながら、武力攻撃事態等において発生した死体の捜索、処理、埋葬・火葬を適切に実施する。

なお、警察署及び関係機関と協力し、身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等に努めるものとする。

イ 死体の捜索

市は、県、警察署などの関係機関の協力のもとに、死体の捜索を実施する。

ただし、NBC攻撃災害により死体に付着した危険物質の洗浄が必要な場合には、消防機関、警察署、自衛隊など専門知識を有する機関に協力を依頼する。

ウ 死体の処理

発見した死体については、以下の手順により処理する。

(ア) 一時保管

市は、県の実施する検視（見分）・検案前の死体及び所持品・発見状況に関する書類及び死体の一時保管に協力する。

(イ) 検視（見分）・検案

警察官は、医師立会いの下、検視（見分）を行うとともに、医師は検案を行う。また、必要に応じ死体の洗浄、縫合、消毒などの処置を行う。

(ウ) 身元確認作業

死体の状況により身元の特定ができない場合、県が、医師又は歯科医師に

身元確認に必要な検査を要請することとなっている。

(エ) 死体の輸送

警察官等による検視・見分及び医師による検案を終えた死体は、市が、県、県警察、葬祭業取扱業者の協力を得て死体収容所へ輸送し、収容する。

(オ) 死体収容所（安置所）の開設

市は、県と連携して、被害現場付近の適当な場所に死体の収容所を開設し、死体を収容、整理し、埋葬及び火葬前の一時保管を行う。死体収容のための建物が無い場合は、天幕・幕張りを施し、必要器具（納棺用具等）を確保する。また、死体収容所には、必要に応じて検視、見分、検案を行うための検視所を併設する。

(カ) 遺留品等の整理

市は、県が実施する収容した死体の遺留品などの整理に協力する。

エ 埋葬・火葬対策

(ア) 被害状況等の報告

市は、死者数を県に報告するとともに、火葬場の施設の点検状況、従事者の状況、火葬能力状況を把握する。

(イ) 埋葬・火葬の実施

- a 市は、県と連携して火葬を実施する。
- b 市のみでの火葬の実施が困難な場合には、県に要請する。
- c 広域火葬が必要な場合の事務処理は、「千葉県広域火葬計画」に準ずる。

⑥ 電話その他の通信設備の提供

市は県と連携し、電気通信事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関の協力を得て、収容施設で保有する電話その他の通信設備などの状況把握、電気事業通信事業者との設置工事の実施等を含めた調整、電話その他の通信設備等の設置箇所の選定、聴覚障害者等への対応を行う。

⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

市は、県が実施する住宅の応急修理（武力攻撃災害により住宅が被災し、自己の資力では応急修理できない者に対する日常生活に不可欠な部分の必要最小限の修理）に協力する。

⑧ 学用品の給与

市は、県が実施する学用品の給与（対象は就学上支障のある児童生徒で、避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害等により就学上必要な学用品を喪失又は損傷した者）に協力する。

⑨ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去

市は、県が実施する武力攻撃災害により住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去（住居又はその周辺に土石や竹木が堆積し、自己の資力では除去できず、日常生活に著しい支障を受けている者に対し実施）に協力する。

#### 4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

核攻撃等，生物剤による攻撃，化学剤による攻撃の場合には，県又は関係機関による消毒・除染の実施状況のほか，それぞれ以下に掲げる点に留意して医療活動等を実施する。

##### (1) 核攻撃等の場合の医療活動

- ① 医療関係者等からなる医療救護班による被ばく医療活動の実施
- ② 内閣総理大臣が関係大臣等（文部科学大臣，原子力規制委員会，厚生労働大臣）を指揮し，関係大臣等の求めにより被ばく医療チームが派遣された場合，その指導の下，トリアージ（治療の優先順位による患者の振分け）や汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施
- ③ 患者の除染による被ばく防止や防護服の着用等の防護措置の実施

##### (2) 生物剤による攻撃の場合の医療活動

- ① 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置の実施
- ② 必要に応じたワクチンの接種や防護服の着用などの防護措置の実施
- ③ 国からの協力要請に応じた医療救護班の編成や医療活動の実施

##### (3) 化学剤による攻撃の場合の医療活動

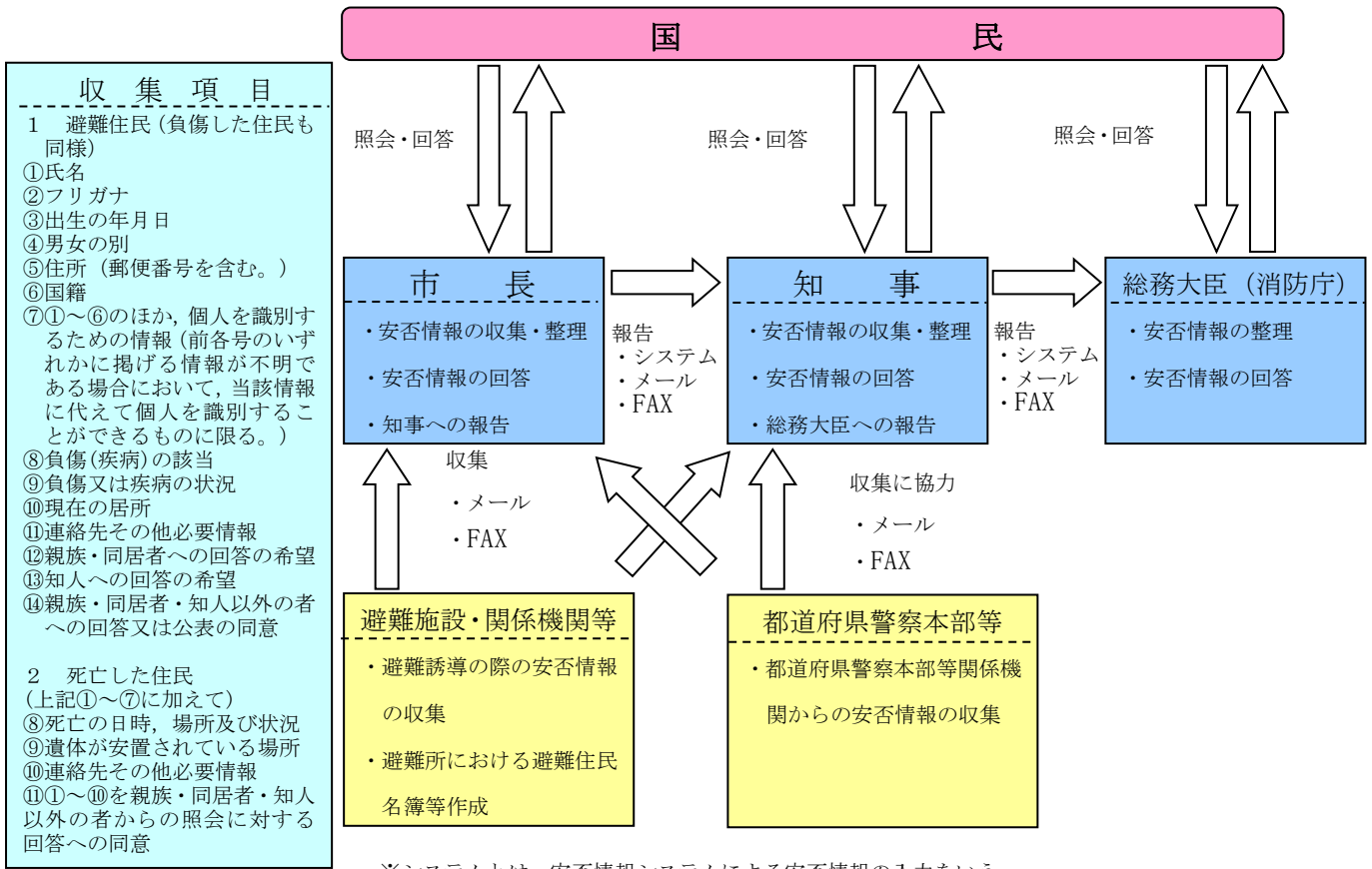
- ① 国からの協力要請に応じた医療救護班の編成や医療活動の実施
- ② 患者の除染による二次被害の防止や防護服の着用などの防護措置の実施

## 第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

※ 安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。

### 安否情報収集・整理・提供の流れ



### 1 安否情報の収集

#### (1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する学校等からの情報収集、警察署への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

## (2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

## (3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

## 2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号（安否情報報告書）に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

## 3 安否情報の照会に対する回答

### (1) 安否情報の照会の受付

- ① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号（安否情報照会書）に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

### (2) 安否情報の回答

- ① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号（安否情報回答書）により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を

回答する。

- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号（安否情報回答書）により回答する。
- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

### (3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

## **4 日本赤十字社に対する協力**

市は、外国人に関する安否情報を整理し、日本赤十字社千葉県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を速やかに提供する。当該安否情報の提供に当たっても、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

## 第7章 武力攻撃災害への対処

### 第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常に対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

#### 1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

##### (1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

##### (2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

##### (3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

#### 2 武力攻撃災害の兆候の通報

##### (1) 市長への通報

消防吏員、警察官等は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

##### (2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官等から通報を受けた場合に、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

## 第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 退避の指示

#### (1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

#### ※【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

#### ※【退避の指示（一例）】

- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。
- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

#### ※【屋内退避の指示について】

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき



## (2) 退避の指示に伴う措置等

### ① 退避の指示の伝達等

市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政用無線、やちよ情報メール、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

### ② 退避先の指示

市長は、退避の指示をする場合においては、必要があると認めるときは、その退避先を指示することができる。

### ③ 知事による退避の指示

知事は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急の必要があると認めるときは、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示をすることができることとされている。

### ④ 警察官等による退避の指示

警察官、海上保安官は、市長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったとき、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示を行うことができることとされている。

### ⑤ 自衛官による退避の指示

出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要と認める地域の住民に対し、市長、その他市長の職権を行うことができる者が退避の指示をすることができないと認める場合に限り、退避の指示ができることとされている。

### ⑥ 活動の調整

市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

## (3) 安全の確保等

① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

② 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて警察署、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

③ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

## 2 警戒区域の設定

### (1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

### ※【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

### (2) 警戒区域の設定に伴う措置等

① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、警察署、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

④ 市長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

### (3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

### 3 応急公用負担等

#### (1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

#### (2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

### 4 消防に関する措置等

#### (1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、警察署等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

#### (2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

#### (3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、当該市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

#### (4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

#### (5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

#### (6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

#### (7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

#### (8) 安全の確保

- ① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、警察署、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 被災地以外の市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

- ⑤ 市長，消防長又は水防管理者は，特に現場で活動する消防職団員，水防団員等に対し，必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

### 第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して以下のとおり定める。

#### 1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、警察署、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

#### 2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

※ 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

- ① 消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域

のみに設置される移送取扱所において貯蔵し，又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

**【措置】**

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については，消防法第12条の3）
- ② 危険物質等の製造，引渡し，貯蔵，移動，運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は，危険物質等の取扱者に対し，必要があると認めるときは，警備の強化を求める。また，市長は，(1)の措置を講ずるために必要があると認める場合は，危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

## 第4 NBC攻撃による災害への対処等

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、初動的な応急措置を以下のとおり定める。

### (1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

### (2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

### (3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、警察署、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

### (4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

#### ① 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

#### ② 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、警察署等の関係機関と連携して、保健所による消毒等の措置を要請する。



③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

※【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、市の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

(5) 市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、警察署等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

【国民保護法第108条第1項に基づく措置】

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限・移動の禁止・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。

ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。

ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

【国民保護法施行令第31条に基づく通知事項】

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件，生活の用に供する水又は死体 （上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては，当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

(6) 措置に必要な土地等への立入

市長は，放射性物質等による汚染の拡大防止措置を講ずるため必要があると認めるときは，職員に他人の土地，建物その他の工作物又は船舶もしくは航空機（以下「土地等」という）に立ち入らせることができる。

なお，当該職員を他人の土地等に立ち入らせようとするときは，あらかじめその旨を当該土地等の占有者又は所有者に通知しなければならない。また，他人の土地等に立ち入る職員は，身分を示す証明書を携帯し，かつ，関係人の請求があるときは，これを提示しなければならない。

(7) 要員の安全の確保

市長は，NBC攻撃を受けた場合，武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め，当該情報を速やかに提供するなどにより，応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

## 第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

### ○ 被災情報の収集及び報告

- ① 市は、電話、市防災行政用無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 市は、情報収集に当たっては消防機関、警察署等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- ③ 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告する。
- ④ 市は、第1報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

## 第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

#### (1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し、医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施するとともに、健康相談等窓口を設置するなど、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防、衛生状態の改善への配慮等を行う。

また、市は、精神科医等の専門家の協力を得て、被災者の心のケアの問題に対応する。

さらに、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

#### (2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防及びまん延防止のため避難住民等に対する啓発活動、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

#### (3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

#### (4) 飲料水衛生確保対策

① 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について住民に対して情報提供を実施する。

② 市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

③ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

(6) 環境衛生対策

① 災害廃棄物処理

武力攻撃災害発生時においては、その特殊性に配慮しながら、「災害廃棄物処理計画」に基づき実施していくものとする。

② し尿処理

市は、し尿を衛生的に処理するため、し尿施設の速やかな復旧を実施するとともに、収集運搬車両を確保して円滑な収集・運搬に努め、避難住民等の生活に支障が生じることがないように努める。避難施設等においては、県と連携し、速やかに、必要な仮設（簡易）トイレを設置するとともに、十分な衛生管理を行う。

また、市がし尿処理を実施するに当たって、収集・運搬及び処理に必要な人員、車両や処理施設が不足すると認められる場合には、県に対して支援を要請する。

## 2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

① 市は、国民保護法に基づき、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

② 市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

① 市は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

## 第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

### 1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

### 2 避難住民等の生活安定等

#### (1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

#### (2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

#### (3) 就労状況の把握と雇用の確保

市は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その避難住民等、被災地域の実情に応じた雇用確保等に努める。

#### (4) 生活再建資金の融資等

市は、武力攻撃災害により住居・家財及び事務所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、自然災害時の制度等を参考にしつつ、被災状況に応じた制度の実施等の対応を検討するとともに、その円滑な実施を目的に総合的な相談窓口を開設し、当該総合窓口を中心に被災者、事業者等に応じた対応を実施する。

### 3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

河川管理施設、道路等の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

# 第 1 1 章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

※ 特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 特殊標章等

① 特殊標章

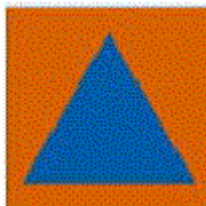
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

② 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）。

③ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。



（オレンジ色地に青の正三角形）

表面

	<small>（この証明書を交付等する許可権者の印を記載するための余地）</small>	
<b>身分証明書</b> IDENTITY CARD 国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name -----		
生年月日/Date of birth -----		
<small>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ議定書の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。                  The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</small>		
交付等の年月日/Date of issue -----	発行番号/No. of card -----	許可権者の署名/Signature of issuing authority -----
有効期限の満了日/Date of expiry -----		

裏面

身長/Height -----	目の色/Eyes -----	髪の色/Hair -----
その他の特徴又は乗船/Other distinguishing marks or information: -----		
住所/Address of holder -----		
所持者の写真 PHOTO OF HOLDER		
印鑑/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

（身分証明書のひな型）



## (2) 特殊標章等の交付及び管理

市長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

### ① 市長

- ・市の職員（消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・消防団長及び消防団員
- ・市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

### ② 消防長

- ・消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

### ③ 水防管理者

- ・水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

## (3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

## 第4編 緊急対応事態への対応

### 第1章 総論

#### 第1 基本的考え方

市は、武力攻撃に準じる大規模テロ等の緊急対応事態においても、国民保護措置に準じて適切に緊急対応保護措置を講じ、対応する必要がある。そのための平素からの備えと対応について基本的な考え方を以下のとおり定める。

市は、武力攻撃に準じる大規模テロ等の緊急対応事態においては、基本指針を踏まえれば、警報の通知及び伝達を除き武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等における対応に準じて緊急対応保護措置を行うこととなる。

一方、今日の安全保障環境に係る国の見解は、従来のような国家間における軍事的対立を中心とした問題のみならず、米国の9.11テロにみられるとおり、国際テロ組織などの非国家主体が重大な脅威であるとしている。

このため本編では、近年高まってきている大規模テロの脅威が我が国にも及んでいる現状、並びに、緊急対応事態においては、発生当初は災害と区別できないことや発生した事態に対して多様な対応が考えられるため、県計画に基づき、より詳細に記述することとする。

## 第2 事態想定ごとの被害概要

緊急処理事態に係る事態想定ごとの被害概要は、以下のとおり定める。

### 1 攻撃対象施設等による分類

(1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

事態例	被害の概要
可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生じる。
近隣県の原子力事業所等の破壊	・大量の放射性物質が放出され、周辺住民が被ばくする。 ・汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。

(2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

事態例	被害の概要
大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破	・大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。
列車等の爆破	
政治経済活動の中核に対する攻撃 ※市庁舎、金融機関、交通施設、トンネル、電力・通信施設等	・施設等の破壊等により、政治行政や社会経済活動に支障が生じる。 ・行政機能の低下により事態対処の遅延が生ずる。 ・行政サービスの停止、電気・通信・交通障害、物流停滞等により国民生活が圧迫される。 ・物価、金融相場の乱高下及び対外的信用低下により経済損失が生ずる。

## 2 攻撃手段による分類

### (1) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

事態例	被害の概要
<p>&lt;放射性物質&gt;</p> <p>○ダーティボム等の爆発による放射能の拡散</p> <p>○水源地に対する放射性物質の混入</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダーティボム（爆薬と放射性物質を組み合わせたもの）の爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎、また、放射性物質による被ばくや、汚染による被害及び不安が生じることである。</li> <li>・ダーティボムの爆発により放射線被ばくや放射性物質により汚染が起きると急性障害や発がんを含む晩発障害が起きることがある。</li> <li>・小型爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。まず、核爆発によって爆心地周辺においては、熱線、爆風及び中性子線やガンマ線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、被ばくや放射性物質による汚染の被害を短期間にもたらすほか、中性子線により放射化された建築物や土壌から放射線が発生したり放射性物質を含んだ降下物が風下方向に拡散し、被害範囲を拡大させる。</li> <li>・水源地に対する放射性物質の混入による被害は、放射性物質による内部被ばくや社会的不安を引き起こすことである。</li> </ul>
<p>&lt;生物剤・毒素&gt;</p> <p>○炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布</p> <p>○水源地に対する毒素等の混入</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。</li> <li>・生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既知かどうか等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。</li> <li>・水源地に対する毒素等の混入による被害は、汚染による健康被害及び不安が生じることである。</li> </ul>
<p>&lt;化学剤&gt;</p> <p>○市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般に化学剤は、地形、気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がり人的被害をもたらす。</li> </ul>

(2) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

事態例	被害の概要
○航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ	<ul style="list-style-type: none"><li>・主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり，施設の規模によって被害の大きさが変わる。</li><li>・攻撃目標の施設が破壊された場合，周辺への被害も予想される。</li><li>・爆発，火災等の発生により住民に被害が発生するとともに，建物，ライフライン等が被災し，社会経済活動に支障が生ずる。</li></ul>

### 第3 平素からの備え

緊急対処保護措置を講ずるための、平素からの備えに必要な事項について、第2編 平素からの備え・予防に加えて、NBCテロ及び爆発物を使用したテロを念頭に以下のとおり定める。

#### 1 関係機関によるネットワーク等の構築と活用

市は、放射性物質、生物剤、化学剤等原因物質の特定・分析、影響評価、防護、多数の救急搬送、住民の避難、医療措置、防染・防疫、無害化等に関する措置を的確に行う上での知見を迅速に入手し、緊急対処保護措置の実施に必要な協力を得るため、あらかじめネットワークを構築し、アドバイザーとしての専門家又は専門機関を確保する。

また、警察署、消防機関、自衛隊等との危機管理・防災に係る様々な会議も活用し、関係機関との連絡体制や発生時の実働面等の強化に努めるものとする。

#### 2 市が管理する公共施設における警戒

市は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、来場者確認の徹底等の不審者対策、警察・消防等への定期的巡回依頼と連絡体制の確認、職員及び警備員による見回り・点検、ポスターや館内放送等による利用者への広報啓発など、警戒等の措置を実施し、施設の種別等に応じた予防対策を講ずることが重要である。

#### 3 対処マニュアル等の共有化

市は、緊急対処事態において、迅速な対応を図るため、県が作成する対処マニュアルや緊急連絡体制等を把握し、情報の共有化に努めるものとする。

## 第2章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

### 第1 事態認定前の対処

市は、武力攻撃事態と同様に、緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となることが想定される。

そのため、初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行うなど、事態認定前の対処について、以下のとおり定める。

#### 1 事態認定前における体制及び初動措置

##### (1) 国民保護等連絡室の設置

- ① 市長は、遠隔地において事態認定につながる可能性があると考えられる事案、又は、遠隔地において事態認定された事案が発生し、情報収集の初動体制を行う必要がある場合は、市として情報収集・分析を行うため、速やかに「国民保護等連絡室」を設置する。「国民保護等連絡室」は、市対策本部員のうち、総務部長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

なお、設置手順及び配備については、武力攻撃事態等に準じて行う。

- ② 「国民保護等連絡室」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、国民保護等連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。

- ③ 総務部長は、情報分析の結果、緊急対処事態に該当しないことが判明した場合は、国民保護等連絡室を廃止する。

##### (2) 市国民保護等緊急対策本部の設置

- ① 市長は、市及び近隣市において事態認定につながる可能性があると考えられる事案が発生した場合や近隣都県において事態認定がなされ本市において武力攻撃災害の発生を推認し又は予測しうる情報を把握した場合において、全庁での対応が必要であると認めるときには、速やかに緊急対策本部を設置する。

なお、設置手順及び配備については、武力攻撃事態等に準じて行う。

- ② 緊急対策本部の組織及び事務局構成は、武力攻撃事態等と同様とする。

### (3) 初動措置の確保

市は、初動体制下において、各種の連絡調整に当たるとともに、事態に応じ、消防法による火災警戒区域又は消防警戒区域の設定、あるいは救急業務の活動を踏まえ、必要により、災害対策基本法に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救助等の応急措置を行う。また、国、県等から入手した情報を事態関係課等へ提供するとともに必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法等に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市緊急対処事態対策本部設置の指定がない場合においては、市長は必要に応じ、国民保護法に基づき、避難の指示、警戒区域の設定、市緊急対処事態対策本部設置指定の要請などの措置等を行う。

### (4) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した被害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村に対し支援を要請する。

### (5) 対策本部への移行に要する調整

#### ① 国民保護等連絡室又は緊急対策本部の廃止

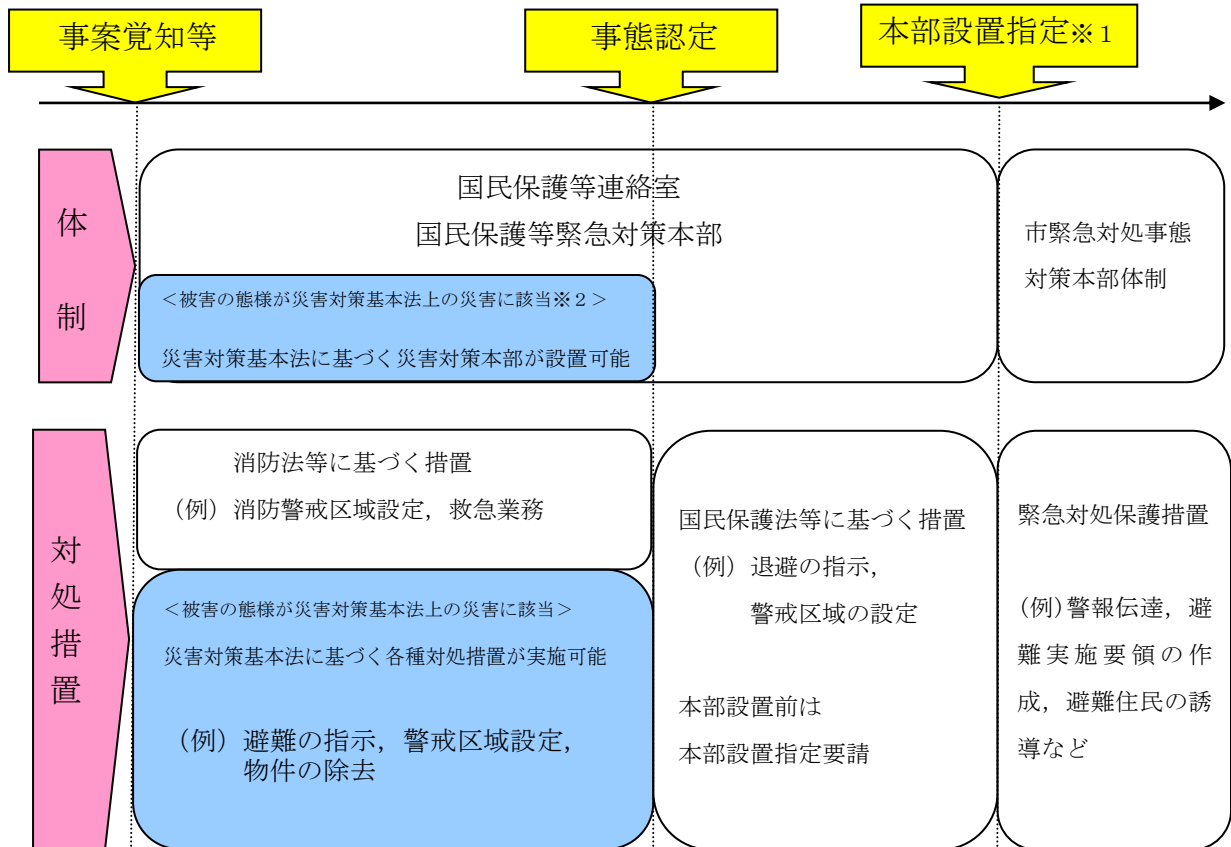
「国民保護等連絡室」又は「緊急対策本部」を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「国民保護等連絡室」又は「緊急対策本部」は廃止する。

#### ② 災害対策本部等からの移行

市が、事態を大規模事故として判断し、又は多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、市災害対策本部等を設置した場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部等を廃止するものとする。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係部課室に対し周知徹底する。

なお、市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。政府において事態認定が行われ、市に対し、市緊急対処事態対策本部設置の通知があった場合には、市緊急対策本部体制等を廃止し、直ちに市緊急対処事態対策本部を設置して新たな体制に移行する。





- ※1 事態認定と市緊急対処事態対策本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で指定する場合は、タイミングがずれることになる。
- ※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災、爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

## 第2 事態認定後の対処

市が、緊急処理事態対策本部を設置する場合の手順等について、以下のとおり定める。

### 1 市緊急処理事態対策本部の設置

#### (1) 市長による市緊急処理事態対策本部の設置

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて市緊急処理事態対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けた場合、直ちに市緊急処理事態対策本部を設置する。

また、事前に国民保護等連絡室や緊急対策本部を設置していた場合は、市緊急処理事態対策本部に切り替えるものとする。

#### (2) その他設置関連項目

次の設置関連項目については、市国民保護対策本部を設置する場合と同様とする。

- ア 市緊急処理事態対策本部員及び同事務局職員の参集
- イ 市緊急処理事態対策本部の開設
- ウ 交代要員等の確保
- エ 本部の代替機能の確保

### 2 その他市緊急処理事態対策本部関連事項

次の関連項目については、市国民保護対策本部を設置する場合と同様とする。

- ア 市緊急処理事態対策本部の組織及び事務局構成
- イ 市緊急処理事態対策本部における広報等
- ウ 市緊急処理事態現地対策本部の設置
- エ 現地調整所の設置
- オ 市緊急処理事態対策本部長の権限
- カ 市緊急処理事態対策本部の廃止
- キ 通信の確保

### 第3 関係機関相互の連携と主な役割

緊急処理事態認定前後において、危機管理上特に重要となる初動時の関係機関相互の連携については、以下のとおり定める。

#### 1 初動時における連携の基本モデルと主な役割

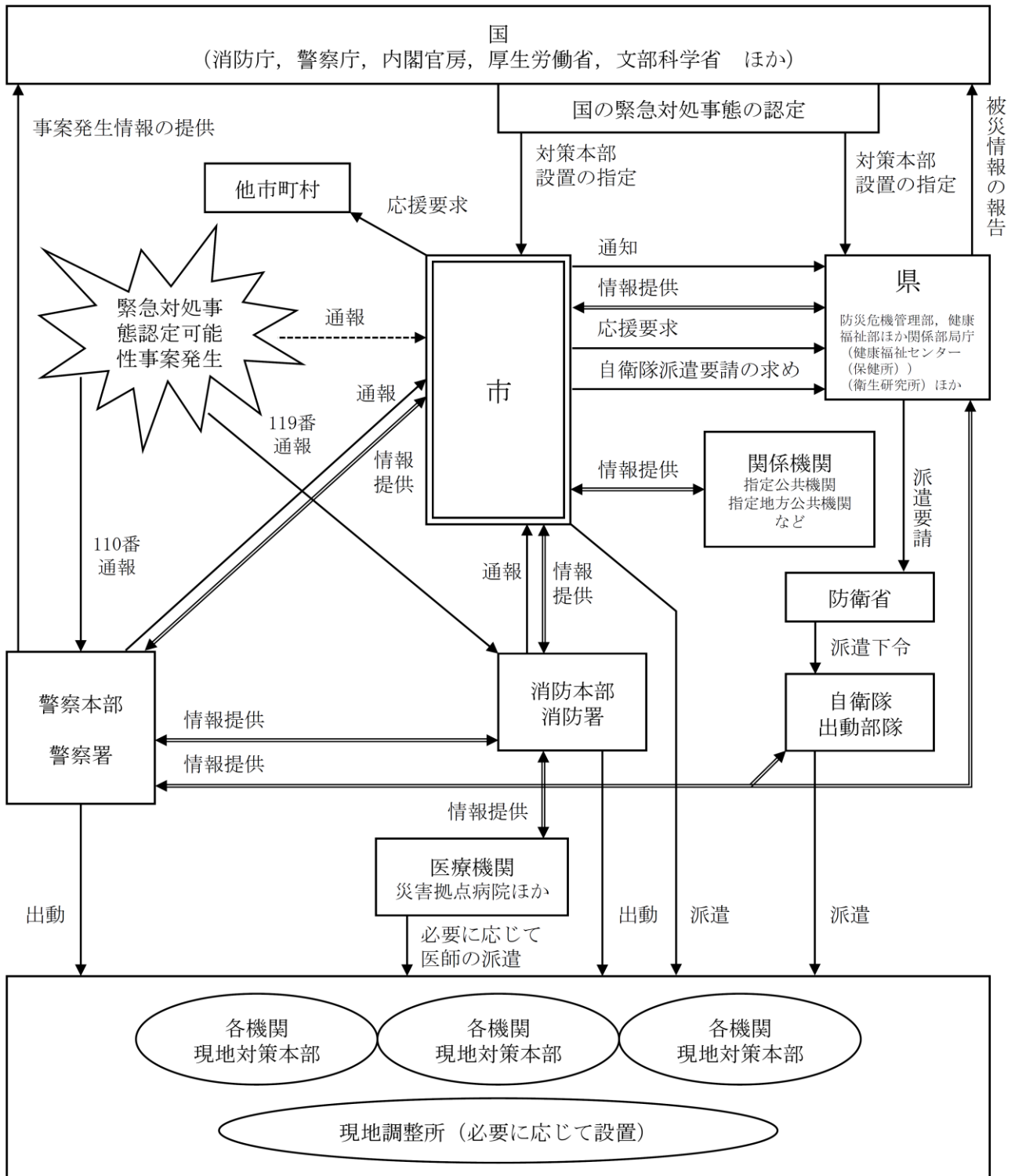
緊急処理事態認定前後における関係機関相互の連携形態は、第3編第3章の武力攻撃事態における連携に準じるものとするが、特に初動対応で重要となるのは、県や市町村と消防、警察署等の現地対処機関との連携である。

初動時における現地対処関係機関の主な役割は以下のとおりと想定されており、基本的な連携モデルは、次の(2)のとおり想定される。

(1) 緊急処理事態の認定につながる可能性のある事案（以下「緊急処理事態認定可能性事案」という。）発生時の主な関係機関の役割

市	情報収集、情報提供など
県	情報収集、情報提供、健康相談など
警察	情報収集、情報提供、現場の保存、立入禁止区域等の設定、簡易検知、検体採取、原因物質の特定、避難誘導、救助、交通規制、捜査活動など
消防	情報収集、情報提供、簡易検知、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、一次除染、救急搬送におけるトリアージ、救急搬送、消火活動など
医療機関	救急医療、トリアージ、二次除染など
自衛隊	捜索及び救出、除染など

(2) 緊急処理事態認定前後の関係機関の基本的な連携モデル



※「緊急処理事態」の形態は、いわゆるNBCテロや爆発物を使用したテロなど様々であるが、上に示している連携モデルは、事案発生時の各関係機関との連携のイメージを総括的に図示したものである。

※各関係機関の総合調整は、基本的には現地付近に設置される現地調整所と市役所庁舎に設置される市緊急処理事態対策本部にて行う。

## 2 使用物質別の主な関係機関の役割

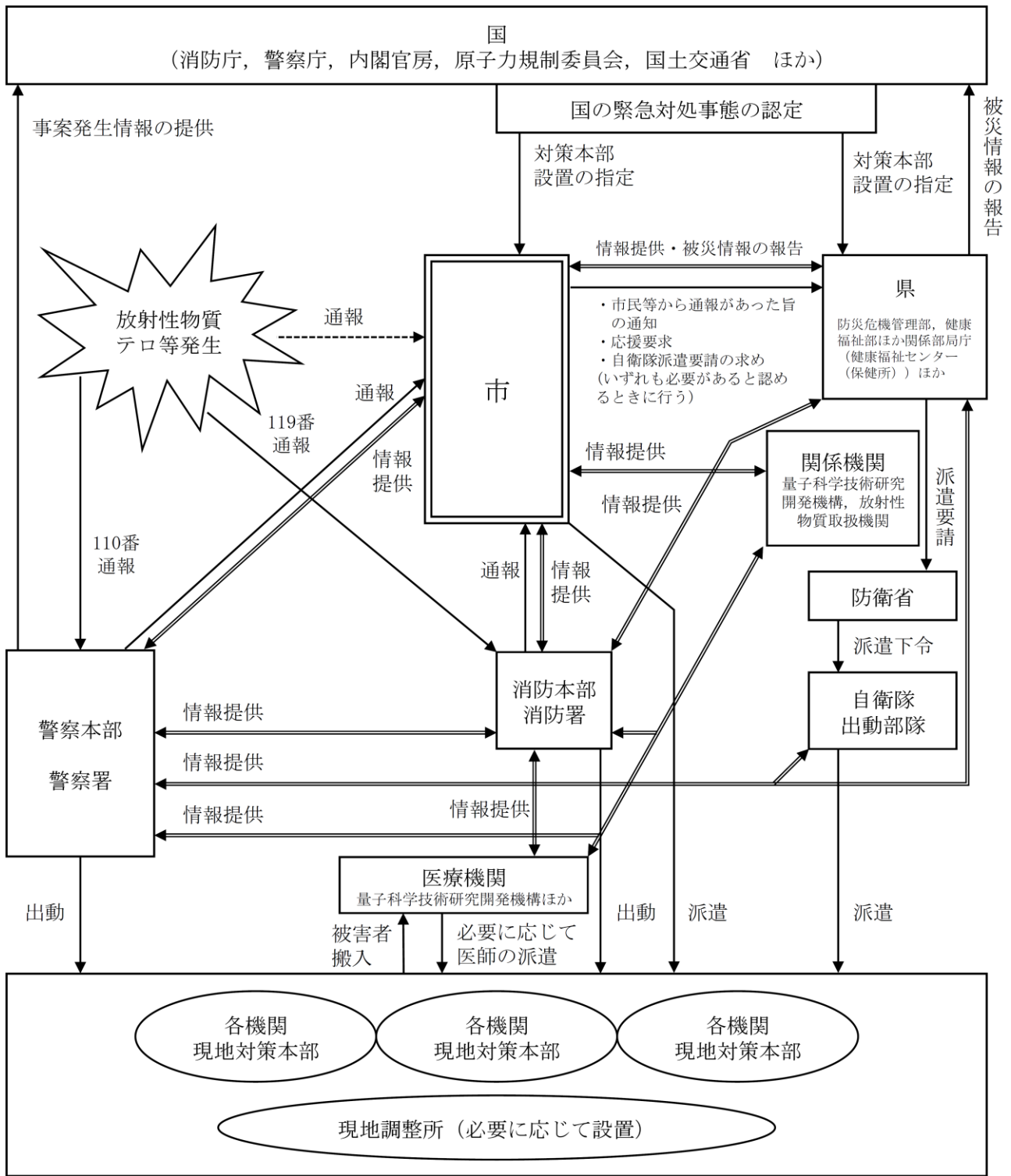
大規模テロなど緊急対処事態認定可能性事案において使用される物質は様々であり、その物質の性質類型ごとの現地対処関係機関の主な役割は以下のとおり想定されている。

(1) 放射性物質が使用された緊急対処事態認定可能性事案（以下「放射性物質テロ等」という。）

ア 放射性物質テロ等発生時の主な関係機関の役割

市	情報収集，情報提供，避難誘導など
国	情報収集，情報提供，専門家の派遣，モニタリングなど
県	情報収集，情報提供，健康相談，モニタリングなど
警察	情報収集，情報提供，現場の保存，立入禁止区域等の設定，避難誘導，救助，交通規制，捜査活動など
消防	情報収集，情報提供，簡易検知，救助，避難誘導，立入禁止区域等の設定，救急搬送，消火活動など
医療機関	救急医療，トリアージ，除染など
自衛隊	捜索及び救出など

イ 放射性物質テロ等発生時の関係機関連携モデル



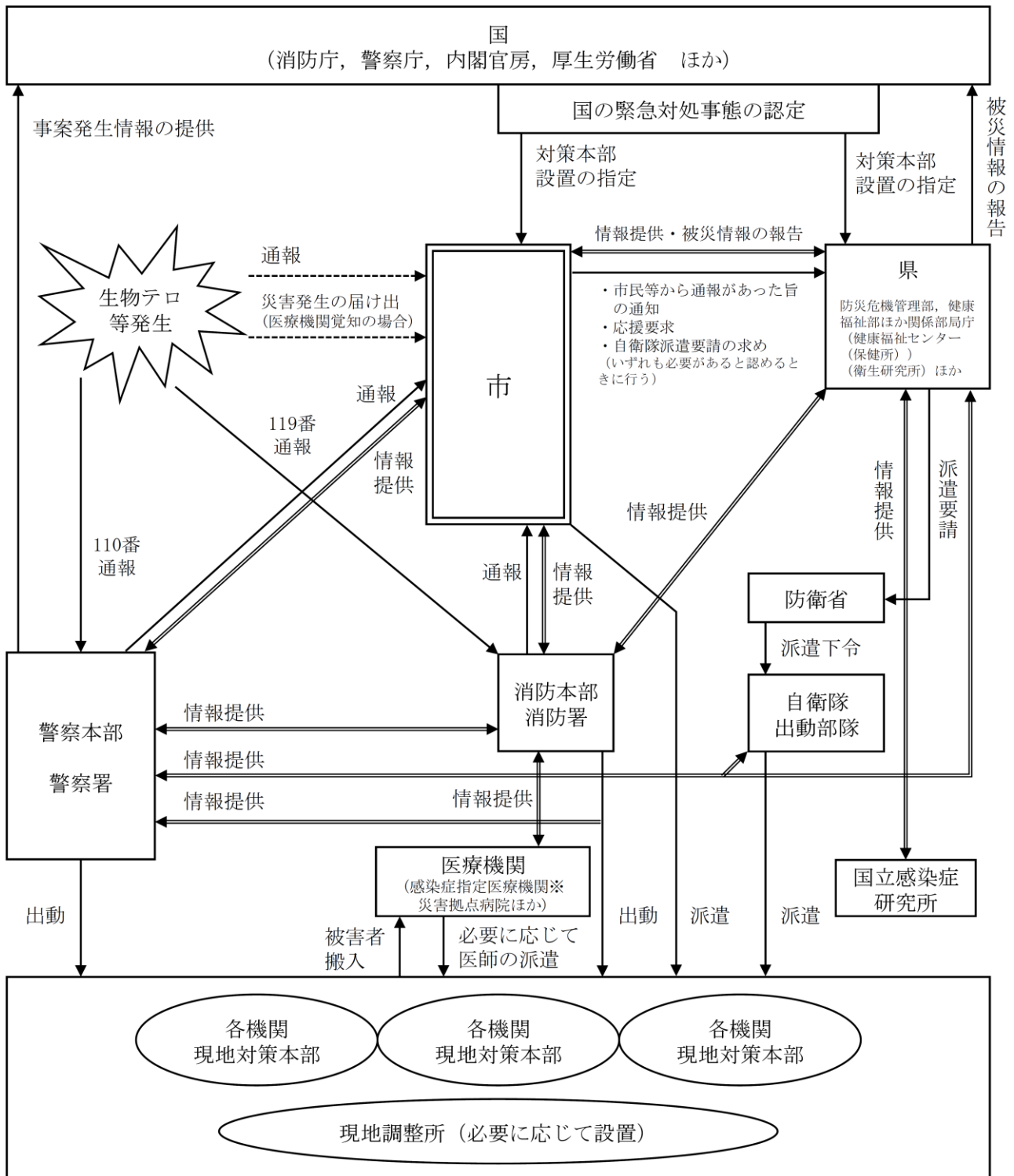
※放射性物質テロの事例としては、大規模な被害が想定されるものとしては、輸送中の放射性物質の近くでトラック爆弾（大量の爆発物を積んだ大型車）を爆破させるというようなことが挙げられる。

(2) 生物剤が使用された緊急対処事態認定可能性事案（以下「生物テロ等」という。）

ア 生物テロ等発生時の主な関係機関の役割

市	情報収集，情報提供，健康相談など
県	情報収集，情報提供，健康相談，感染経路等の調査，生物剤の検出，ワクチン接種（医療機関と協力），（可能な範囲で）地域・施設の除染，消毒など
警察	情報収集，情報提供，現場の保存，立入禁止区域等の設定，避難誘導，救助，交通規制，簡易検知，検体採取，捜査活動など
消防	情報収集，情報提供，簡易検知，救助，避難誘導，立入禁止区域等の設定，被害者の除染（生物剤を含んだ物質を散布されたときなど），救急搬送など
医療機関	救急医療，保健所への届け出など
自衛隊	捜索及び救出，除染など

イ 生物テロ等発生時の関係機関連携モデル



※感染症指定医療機関：八千代市では、東京女子医科大学附属八千代医療センターが該当

※ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であることに留意する。

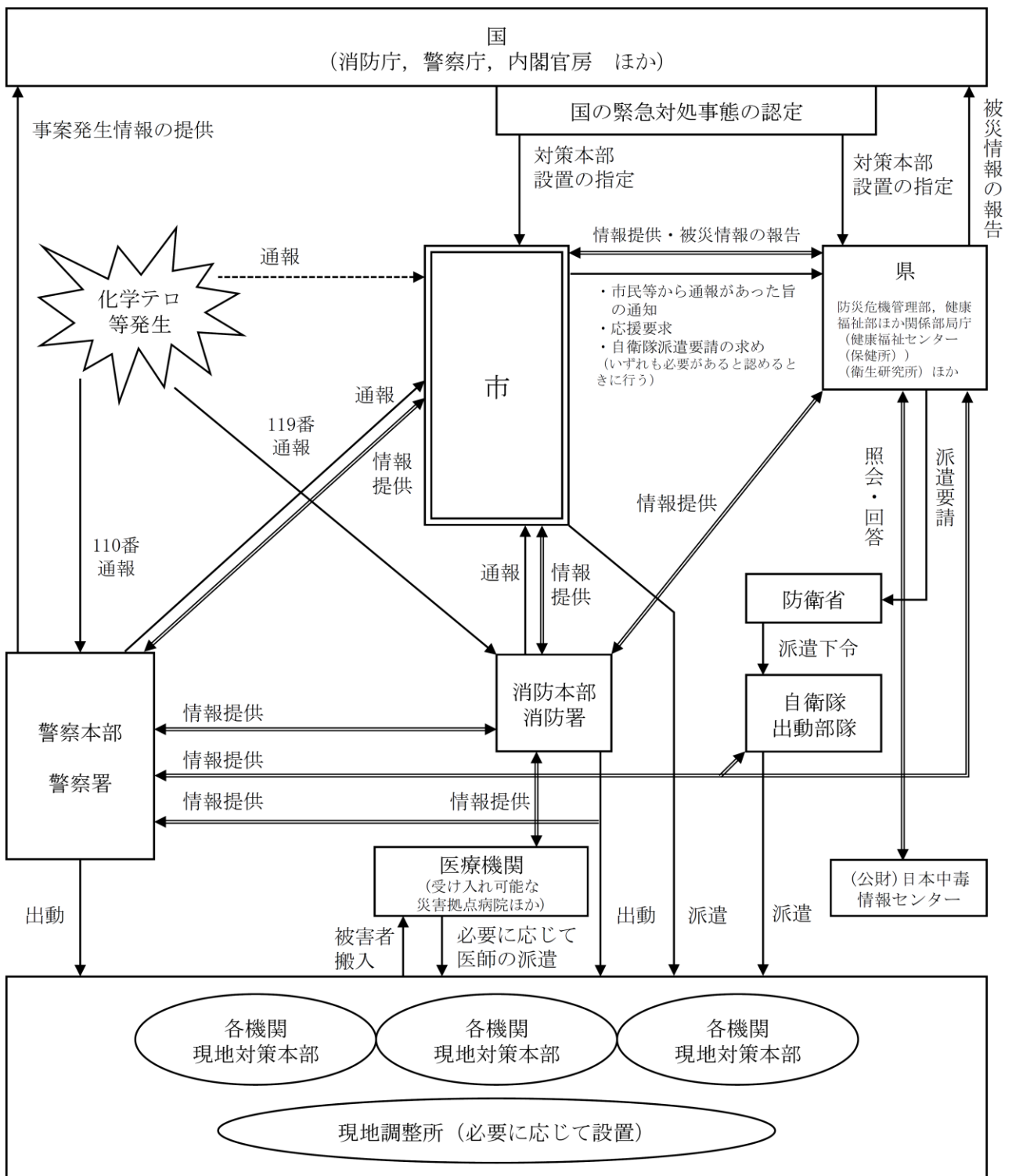


(3) 化学剤が使用された緊急対処事態認定可能性事案（以下「化学テロ等」という。）

ア 化学テロ等発生時の主な関係機関の役割

市	情報収集，情報提供，健康相談など
県	情報収集，情報提供，健康相談など
警察	情報収集，情報提供，現場の保存，救助，立入禁止区域等の設定，交通規制，簡易検知，検体採取，原因物質の特定，捜査活動など
消防	情報収集，情報提供，簡易検知，救助，立入禁止区域等の設定，被害者の一次除染，救急搬送におけるトリアージ，救急搬送など
医療機関	救急医療，トリアージ，被害者の二次除染など
自衛隊	捜索及び救出，除染など

イ 化学テロ等発生時の関係機関連携モデル



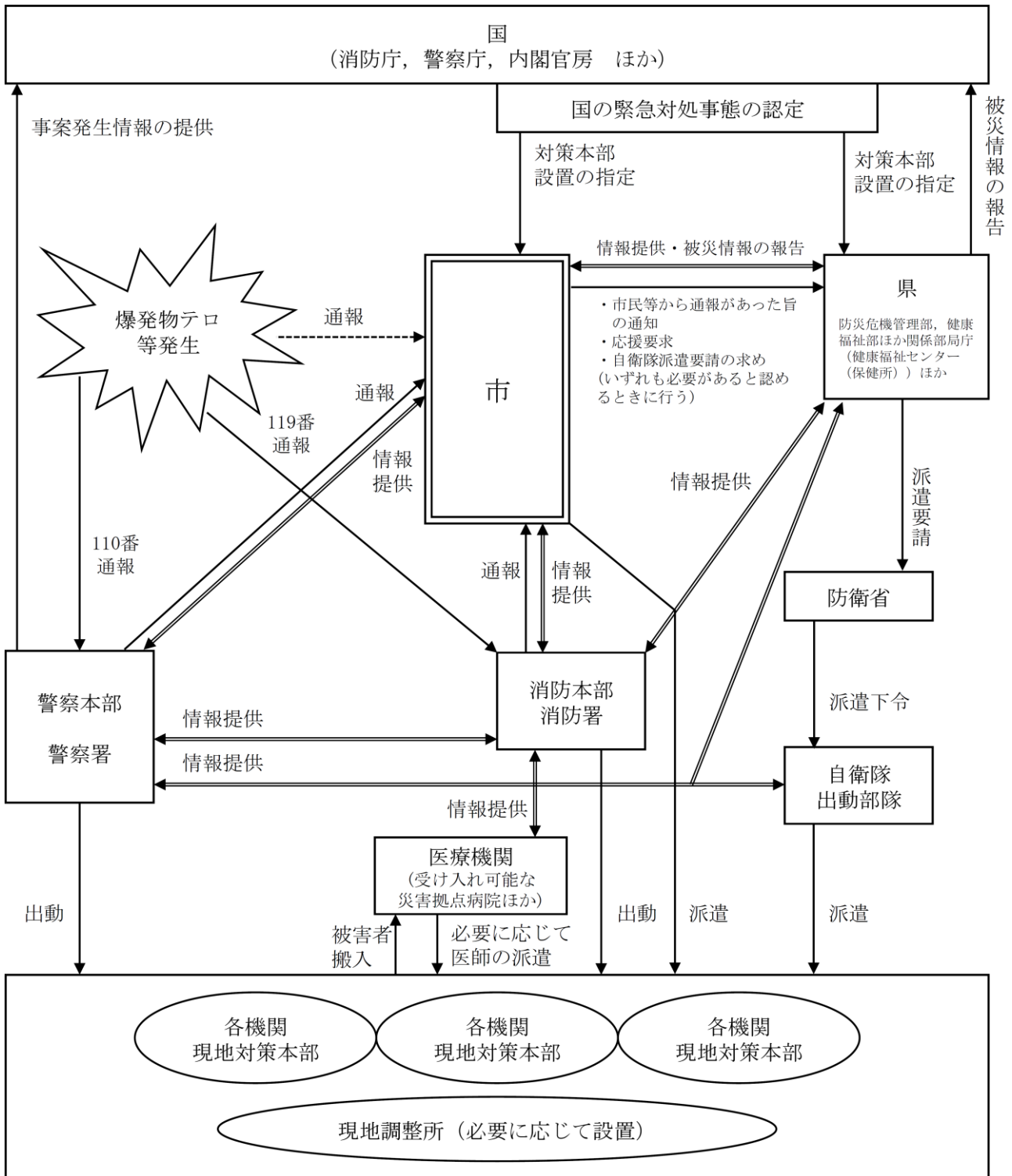
※ (公財) 日本中毒情報センター：テロに使用された物質に関する助言を行う（除染剤，除染方法，処理方法など）。

(4) 爆発物が使用された緊急対処事態認定可能性事案（以下「爆発物テロ等」という。）

ア 爆発物テロ等発生時の主な関係機関の役割

市	情報収集，情報提供，健康相談など
県	情報収集，情報提供，健康相談，（自衛隊派遣要請）など
警察	情報収集，情報提供，現場の保存，救助，避難誘導，立入禁止区域等の設定，交通規制，捜査活動など
消防	情報収集，情報提供，救助，避難誘導，立入禁止区域等の設定，救急搬送におけるトリアージ，救急搬送，消火活動など
医療機関	救急医療，トリアージなど
自衛隊	捜索及び救出など

イ 爆発物テロ等発生時の関係機関連携モデル



## 第4 緊急対処事態への対処上の留意点

緊急対処事態は、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、原則として、武力攻撃事態等への対処に準じて行うこととされており、その取扱い上の留意すべき点について以下のとおり定める。

### 1 警報の通知及び伝達

武力攻撃事態等における警報が、通知・伝達対象地域を限定せずに発令することができるのに対し、緊急対処事態における警報は、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して通知・伝達対象地域を決定し、この地域に対して発令される点に留意する。

### 2 特殊標章等の取扱い

特殊標章等は、国際的な武力紛争において使用されるものであることから、武力攻撃事態等における特殊標章等に関する法の規定は、国際的な武力紛争ではない緊急対処事態には準用されていないので留意する。

### 3 国民経済上の措置の取扱い

武力攻撃事態が長期にわたる場合を前提とした、国民経済上の措置に関する規定(生活関連物資等の価格の安定、金銭債務の支払猶予等に関する規定)は、長期にわたるものと想定されないため、緊急対処事態には準用されていないので留意する。

# 第5編 復旧等

## 第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害等による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 基本的考え方

#### (1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害等が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被害者の生活保護を最優先に応急の復旧を行う。

#### (2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害等の発生により、防災行政用無線等の関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

#### (3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

### 2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市は、武力攻撃災害等が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市は、武力攻撃災害等が発生した場合には、その管理する道路等、その所有する施設について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

## 第2章 武力攻撃災害等の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害等による被害が発生したときは、武力攻撃災害等の復旧を行うこととし、武力攻撃災害等の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

### (1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害等が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害等が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害等の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

### (2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害等により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

なお、水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設が被害を受けた場合、住民の生活機能が著しく損なわれることに留意し、市、県及び指定地方公共機関等は、相互に連携を図りながらこれらの施設の応急の復旧が迅速に行われるよう努める。

### 第3章 国民保護措置等に要した費用の支弁等

市が国民保護措置等の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置等に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 国民保護措置等に要した費用の支弁，国への負担金の請求

##### (1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置等の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

##### (2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、国民保護措置等の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

#### 2 損失補償及び損害補償

##### (1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

##### (2) 損害補償

市は、国民保護措置等の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

#### 3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。



#### 4 国民保護措置等に要した費用の支弁に係る県との調整

- (1) 県が国民保護措置等を代行した場合の費用の支弁  
武力攻撃災害等により市の事務の実施が困難となった場合，実施された国民保護措置等の費用は，県が支弁する。
- (2) 市が救援の事務を行った場合の費用の支弁  
国民保護法 76 条第 1 項の規定により救援に関する事務を市が行った際の費用は，県が支弁する。  
なお，県が当該費用を支弁するいとまがないときは，県の求めに応じ，市は，一時的に立て替え支弁を行う。
- (3) 他の地方公共団体の応援を受けた場合の費用の支弁  
市は，国民保護措置等の実施において，他の地方公共団体の応援を受けた際は，当該応援に要した費用を支弁する。  
なお，当該応援を受けて，当該応援に要した費用を支弁するいとまがないときは，当該応援をした地方公共団体に対し，費用の一時立て替え支弁を求めるものとする。

# 【参考】用語集

## 【あ行】

### ● 安定ヨウ素剤

放射線障害予防剤の一種（核分裂により環境中に放出される放射性物質の放射性ヨウ素は、人体に入ると甲状腺に集積する性質があるが、放射線ヨウ素が甲状腺に取り込まれる前に安定ヨウ素剤を服用すると、甲状腺への放射性ヨウ素の到達量を低減させることができる。）。

### ● e-ラーニング

パソコンやインターネットなどを利用した教育のこと。

### ● NBC攻撃

核兵器（Nuclear weapons）、生物兵器（Biological weapons）、化学兵器（Chemical weapons）を用いた兵器による攻撃のこと。

### ● NBC災害

NBC攻撃によって、引き起こされた武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害のこと。

### ● 応急公用負担〔国民保護法第113条〕

行政機関が、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認める場合、他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、もしくは収容すること。

## 【か行】

### ● 化学剤

化学兵器に用いられる化学物質で、その有する毒性や刺激性などによって人体に害を及ぼすもの（サリン、VX等）。

### ● 危険物質等〔国民保護法第103条第1項〕

引火・爆発・空気中への飛散・周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む。）で政令で定めるもの。

### ● 基本指針〔国民保護法第32条第1項〕

政府が、武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置に関してあらかじめ定める基本的な指針のこと。指定行政機関及び都道府県が定める国民保護計画並びに指定公共機関が定める国民保護業務計画の基本となるもの。

### ● 救援〔国民保護法第75条第1項〕

都道府県知事又は政令指定都市市長が、国民保護計画で定めるところにより、区域内の避難住民や武力攻撃災害等の被災者に対して、衣食住等を確保するために行う措置のこと。具体的には、避難所等の供与、食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出などがある。

● **緊急対処事態**〔事態対処法第22条第1項〕

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの。

● **緊急対処事態対策本部**〔国民保護法第183条〕

緊急対処事態対策本部は、緊急対処事態において、内閣総理大臣から緊急対処事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定を受けた場合に、当該都道府県及び市町村に設置される。その他、国民保護対策本部に関する規定が準用される。

● **緊急対処保護措置**〔国民保護法第178条〕

緊急対処事態において、対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する国民の安全確保等に係る措置のこと。市町村においては、法第178条に措置義務が定められている。具体的な措置の内容は、国民保護措置に準じる。

● **緊急通報**〔国民保護法第99条〕

武力攻撃災害や緊急対処事態における災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、都道府県知事が、住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときに、国民保護計画で定めるところにより、発令するものいう。緊急通報の内容は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の現状及び予測、その他住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項である。

警報との違いは、発令主体が警報では国の対策本部長（内閣総理大臣）であるのに対し、緊急通報は都道府県知事であること、警報が比較的広範囲の地域を対象とし、場合により地域を特定せず発令されることもあるのに対し、緊急通報は限定された地域を対象としている、といった点である。

一方、住民等への伝達や放送事業者による放送などは、警報の規定が準用される。

● **緊急物資**〔国民保護法第79条第1項〕

避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材。

● **警戒区域**〔国民保護法第114条第1項、第2項〕

市町村長又は知事が設定する、関係者以外の立入り制限・禁止・退去命令を行うことができる区域のこと。

● **警報**〔国民保護法第44条〕

国の対策本部長（内閣総理大臣）が、武力攻撃災害や緊急対処事態における災害から国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときに、基本指針及び対処基本方針等で定めるところにより発令するものをいう。警報の内容は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態の現状及び予測、攻撃が迫り又は攻撃が発生したと認められる地域、その他住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項である。警報は、直ちに指定公共機関や都道府県知事、市町村長などに通知され、市町村長は、サイレンや防災行政用無線等の手段を活用して、速やかに住民等へ伝達することとされている。また、指定公共機関等の指定を受けている放送事業者は、速やかに警報の内容を放送することとされている。

● **現地対策本部**〔国民保護法第28条第8項〕

都道府県知事又は市町村長は、それぞれの国民保護計画の定めるところにより、都道府県対策本部又は市町村対策本部に現地対策本部を設けることができる。本市対策本部条例では、市対策本部の副本部長、本部員その他の職員の中から市本部長が指名する者をもって、現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員に充てる、とされている。

● **現地調整所**

本計画の定めるところにより、市長は、武力攻撃災害や緊急対処事態における災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現地における関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときに、現地調整所を設置することができる。

● **国際人道法**

武力紛争において、人道的諸問題に対する配慮から、紛争当事者の戦闘方法や手段を制限するために規定された国際法（ジュネーヴ諸条約等）。

● **国民保護協議会**〔国民保護法第39条、第40条〕

都道府県又は市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関をいう。市町村国民保護協議会においては、市町村長をもって会長とし、委員は、法第40条第4項各号に掲げる者のうちから市町村長が任命することとされている。

● **国民保護業務計画**〔国民保護法第36条〕

指定公共機関が基本指針に基づき又は指定地方公共機関が都道府県の国民保護計画に基づき作成する計画。

各機関が実施する国民の保護のための措置の内容と実施方法、国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項、関係機関との連携に関する事項などについて定める。

業務計画を作成したときは、指定公共機関は内閣総理大臣に、指定地方公共機関は都道府県知事にそれぞれ報告する。

● **国民保護計画**〔国民保護法第33条～第35条〕

政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、都道府県、市町村及び指定行政機関が作成する計画。

国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定める。

都道府県及び市町村の計画の作成や変更に当たっては、それぞれの国民保護協議会に諮問するとともに、都道府県計画と指定行政機関の計画は内閣総理大臣に、市町村計画は都道府県知事にそれぞれ協議することになっている。

● **国民保護措置**〔国民保護法第2条第3項，事態対処法第22条第1号〕

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に指定行政機関，地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する，武力攻撃から国民の生命，身体及び財産を保護し，又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするための措置。

**市町村の実施する保護のための措置**〔国民保護法第16条〕

- ① 警報の伝達，避難実施要領の策定，関係機関の調整その他の住民に関する措置
- ② 救援の実施，安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
- ③ 退避の指示，警戒区域の設定，消防，廃棄物の処理，被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- ④ 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置
- ⑤ 武力攻撃災害の復旧に関する措置

● **国民保護対策本部**〔国民保護法第25条～第31条〕

国民保護対策本部は，武力攻撃事態等において，内閣総理大臣から国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体の指定を受けた場合に，当該都道府県及び市町村に設置される。市町村国民保護対策本部においては，市町村長をもって対策本部長とし，法第28条第4項各号に掲げる者をもって本部員とする。所掌事務は，市町村が実施する当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事務とされている。

● **国民保護等派遣**〔自衛隊法第77条の4〕

防衛大臣が，知事から国民保護法第15条第1項(緊急対処事態における準用を含む。)の要請を受けた場合や，事態対策本部長(内閣総理大臣)から同条第2項の求めがあった場合に実施する，国民保護措置等のための自衛隊の派遣。

● **国民保護法**

法律の正式名称は，「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」。平成16年6月14日に成立し，同年9月17日に施行された。

武力攻撃事態等及び緊急対処事態において国民の生命・身体・財産を保護するため，国や地方公共団体等の責務，住民の避難に関する措置，避難住民等の救援に関する措置，武力攻撃災害等への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めている。

**【さ行】**

● **災害時優先電話**

災害対策のために優先して回線を確保するようあらかじめ登録している電話。

● **自主防災組織**〔災害対策基本法第2条の2第2号〕

住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織。

● **事態対処法**

「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」の略。

## ● 事態認定

武力攻撃事態，武力攻撃予測事態，又は，緊急対処事態であることを政府が認定することをいう。

## ● 指定行政機関〔事態対処法第2条第5号〕

内閣府及び各省庁など国の中央機関で政令で定めるもの。

## ● 指定公共機関〔事態対処法第2条第7号〕

独立行政法人，日本銀行，日本赤十字社，日本放送協会その他の公共的機関及び電気，ガス，輸送，通信その他の公益的事業を営む法人で，政令で定めるもの。

## ● 指定地方行政機関〔事態対処法第2条第6号〕

指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で，政令で定めるもの。

## ● 指定地方公共機関〔国民保護法第2条第2項〕

都道府県の区域において電気，ガス，輸送，通信，医療その他の公益的事業を営む法人，地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で，あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するもの。

## ● 収用

都道府県知事などが，所有者の同意なしに国民保護措置等に必要な物資などの所有権を取得すること。

## ● 収容施設

避難住民等を受け入れるための施設（応急仮設住宅を含む）。

## ● 生活関連等施設〔国民保護法第102条〕

発電所，浄水施設，危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で，その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設で政令で定めるもの。

## ● 生活関連物資等〔生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律第1条〕

国民生活との関連性が高い物資又は国民経済上重要な物資。

## ● 生物剤

生物兵器に用いられる病原微生物あるいはその毒素で，その病原性によって人体に害を及ぼすもの。

## ● 全国瞬時警報システム

津波警報や緊急地震速報，弾道ミサイル情報など対処に時間的余裕のない緊急情報を通信衛星（地域衛星通信ネットワーク）を用いて国（消防庁）から送信し，市町村の同報系防災行政無線を自動起動するなどして，住民に緊急情報を瞬時に伝達することを可能とするシステムのこと。

## 【た行】

## ● 対処基本方針〔事態対処法第9条〕

武力攻撃事態等又は存立危機事態に至ったときに，政府がその対処に関して定める基本的な方針。

● **対処措置**〔事態対処法第2条第8号〕

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する措置。

● **退避の指示**〔国民保護法第112条〕

武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町村長（必要に応じ、都道府県知事）が、当該武力攻撃災害から住民の生命、身体若しくは財産を保護し、又は当該武力攻撃災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに、必要と認める地域の住民に対して行う指示をいう。

避難の指示が、国の対策本部長（内閣総理大臣）の避難措置の指示を受けて行われるものであるのに対し、退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市町村長の独自の判断で住民を一時的に退避させるために行われるものである。

● **治安出動**〔自衛隊法第78条〕

間接侵略その他の緊急事態に際して、一般の警察力をもっては、治安を維持することができないと認められる場合に、内閣総理大臣が命じる自衛隊の出動。

● **地域防災計画**

災害対策基本法の規定により作成する計画で、都道府県防災会議は都道府県地域防災計画を、市町村防災会議は市町村防災計画を作成する。自然災害及び大規模事故災害への対処を定めており、国民保護計画が対象とする事象とは異なるが、災害の態様及び対処において類似性があることから、本市においては、八千代市市国民保護計画には武力攻撃事態等及び緊急対処事態における特有の事項を定め、八千代市市国民保護計画に定めのない事項については八千代市地域防災計画を準用するものとしている。

● **特殊標章**〔国民保護法第158条〕

ジュネーヴ諸条約第一追加議定書第66条3に定められている、オレンジ色地に青の正三角形の標章のこと。同議定書において、文民保護の任務に従事する者が特殊標章を使用することにより、敵国の攻撃から保護されることが定められている。

国民保護法第158条では、濫用禁止規定を置くとともに、都道府県知事又は政令指定都市市長が国民保護措置等に係る職務を行う者等に対して特殊標章を交付し使用させることができる旨を定めている。

● **トリアージ**

一度に多数の傷病者が発生した場合に、限られた資源のもとで最大効果を得るため、傷病者の緊急度や重症度によって治療の優先度をつけること。

【は行】

● **避難行動要支援者**

市地域防災計画では、「高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者で、災害時に自力での避難が困難であり、円滑に避難するために特に支援を要する市民等」を避難行動要支援者と定義しており、本計画でも同様としている。

- **避難先地域**〔国民保護法第52条第2項第2号〕  
国の対策本部長が示す住民の避難先となる地域(住民の避難の経路となる地域を含む)。
- **避難施設**〔国民保護法第148条〕  
住民の避難及び避難住民等の救援の用に供する施設として、都道府県知事又は政令指定都市市長があらかじめ指定した施設のこと。
- **避難実施要領**〔法第61条〕  
避難の指示を受けた市長が、関係機関の意見を聴いて、避難の経路、避難の手段その他避難の方法などに関して定める要領。
- **避難住民**  
避難を行った者又は避難の途中にある者(住民以外の滞在者を含む)。
- **避難住民等**〔法第75条第1項〕  
避難住民及び武力攻撃災害による被災者。
- **避難措置の指示**〔国民保護法第52条第1項〕  
国の対策本部長が知事に対して行う、住民の避難に関する措置を講ずべきことの指示。
- **避難の指示**〔国民保護法第54条第1項〕  
避難措置の指示を受けた知事が住民に対して行う、避難すべき旨の指示。
- **避難誘導**〔国民保護法第62条第1項〕  
避難の指示を受けた住民を、避難先に導くこと。
- **武力攻撃**〔事態対処法第2条第1号〕  
我が国に対し、外部から、国又は国に準ずる者により、組織的・計画的に行われる武力攻撃。
- **武力攻撃災害**〔国民保護法第2条第4項〕  
武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害。
- **武力攻撃災害への対処に関する措置**〔国民保護法第97条第1項〕  
武力攻撃災害の防除、軽減、その他被害が最小となるようにするために実施する措置。
- **武力攻撃事態**〔事態対処法第2条第2号〕  
武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態。
- **武力攻撃事態等**〔事態対処法第1条〕  
武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態。
- **武力攻撃事態等対策本部**〔事態対処法第10条〕  
対処基本方針が定められたときに、当該方針に係る対処措置の実施を推進するため、閣議にかけて臨時に内閣に設置される組織をいう。  
国の行政機関が実施する対処措置を統括するだけでなく、地方公共団体や指定公共機関の実施する対処措置についても総合的に推進する。
- **武力攻撃予測事態**〔事態対処法第2条第3号〕  
武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態。



- **防衛出動**〔自衛隊法第76条〕

武力攻撃事態等において我が国を防衛するために必要がある場合に内閣総理大臣が命じる自衛隊の出動。

- **防護服**

放射性物質，化学剤，生物剤，爆発物など危険な物質を扱う場合や，消火活動を行う際に，作業者を保護するための装備。

- **保管命令**〔国民保護法第81条第3項〕

救援に必要な特定物資を確保するため，当該物資を保管するよう知事などが生産者・販売者等に対して行う命令（隠匿，損壊，破棄，搬出の禁止）。

### 【や行】

- **要配慮者**

市地域防災計画においては，「高齢者，障害者，乳幼児，その他の特に配慮を要する者」と定義しており，本計画も同様としている。国民保護措置等の実施に当たっては，特段の配慮が必要とされる。

- **要避難地域**〔国民保護法第52条第2項第1号〕

国の対策本部長が示す住民の避難が必要な地域。